

ジャワ農村における労働慣行に 関する一考察

——西部ジャワ州天水田地域の農村調査から——

藤 田 幸 一

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. はじめに | (2) 雇用慣行 |
| 2. 調査村における農業の概要 | (3) 労働市場構造 |
| (1) 農業生産 | 4. 経済変動下における水稲収穫慣行 |
| (2) 農業構造 | (補論) 分益小作制度と収穫慣行 |
| 3. 農業労働力利用の実態 | 5. 結 語 |
| (1) 労働投入 | |

1. はじめに

本稿の目的とするところは、インドネシアの西部ジャワ州マジャレンカ県 (*Kabupaten Majalengka Propinsi West Java*) の一天水田農村で実施した農家の労働力利用および雇用慣行に関する実態調査⁽¹⁾を素材にして、ジャワ天水田農村におけるそれらの特質と機能について考察することである。論点は大別して次の2点である。

第1に調査村における農家の労働力利用および雇用慣行の実態を詳細に報告し、灌漑水田地域との対比において天水田地域の特質を摘出することである。

周知のように、東南アジア島嶼部のフィリピン、インドネシアにおいては水田農業、特に水稲作の雇用労働比率が経営規模の零細性にもかかわらず極めて高いことが知られており、そこにはできる限り家族労働力だけで経営を行なおうとするいわば小農的原理とは異なった原理が存在しているように思われる⁽²⁾。特に誰もが参加することができ、収穫物に対する一定のシェアが報酬として与えられるという伝統的な収穫慣行は、農村の貧困層とりわけ所有地も経営地も

ないような土地なし農業労働者の雇用と所得を、むしろ一定程度ではあるが、確保する機能を果たしてきたのである。農業の雇用労働比率の高さは、階層分解の一定の進展を前提とするものではあるが、資本主義的経営体による雇用労働の使用を意味するものではなく、むしろ村落社会を構成する農家間の所得分配平準化のための一装置ともいうべき性格をもっているのである⁽³⁾。労働生産性の上昇はないが、しかし低下もしないような形で水田(*sawah*)の追加的な労働吸収力の高さを表現した「農業のインボリューション (agricultural involution)」やそうした生産力の発展のあり方を前提とするなかでの農村社会における雇用と所得の共有原理を表現した「貧困の共有 (shared poverty)」といったジャワ農村についてのギアツの性格規定⁽⁴⁾は、多くの批判があるが、基本的には正しい側面を含んでいるものと思われる。

ところで、こうした雇用慣行についてのこれまでの研究は、主に灌漑整備の進展した地域における水稻作のそれに、とりわけ収穫慣行に集中して行なわれてきたといつてよいであろう。つまり山間部の畑作農村や天水田農村における雇用慣行の実態についてはあまり知られていないのが実情である⁽⁵⁾。本稿はこうした研究上の間隙を埋めようと意図するものである。水稻以外の多彩な作物が栽培され、相対的に遅れた非灌漑地域においても、農業労働所得を主な収入源とする土地なし世帯が滞留し、かつ農業の雇用労働比率が高く、そして雇用慣行のなかに所得分配平準化の機能が存在すると考えてよいのであろうか。調査村は、水稻とともに陸稻、大豆、トウモロコシ、キャッサバ、野菜など多くの種類の作物が栽培される天水田と畑が混在する村であり、こうした課題に対するフィールドとしては格好の場を提供してくれているといえよう。

本稿の課題の第2は以下のものである。すなわち、本稿の結論を一部先取りすると、調査村では水稻作を除いて雇用労働比率は高くなく、さらに水稻と大豆の収穫作業においてのみ上述のような機能をもつ雇用慣行が存在するのであるが、こうした特殊な雇用慣行が村落をめぐる経済変動に伴っていかなる変質を遂げてきたか、ないしは遂げてこなかったかというその動態的側面を明らかにすることである。言い換えれば、農村の諸制度が経済環境の変化に伴ってう

まく調整されていくとする誘発的制度改革 (induced institutional innovation) 仮説⁽⁶⁾をめぐって一つの議論を試みようとするものである。なおここで扱うのは、後述のように村落の社会・経済にとって実質的意義が大きい水稻収穫慣行に限定されるが、分益小作制度についても補足的に論ずる。

論点は、まず第1に近代的品種 (modern variety) の導入を軸とする「緑の革命」のインパクトである。水稻作の急激な商品経済化による影響と言い換えてもよい。ここで念頭に置いているのは、「緑の革命」がテバサン (*tebasan*) と呼ばれる従来の慣行に代わる新しい収穫慣行 (収穫直前の稲の仲買商への一括売却) の出現をもたらし、農村の所得分配が悪化したとするコリアーらの議論を発端にした一連の論争であり⁽⁷⁾、調査村における実態をこうした論争と関連づけながら考察しようとするものである。また第2には、水稻収穫慣行が雇用制度として十分な経済合理性をもっているかどうか、つまり収穫労働者の労働の機会費用としての市場賃金率の変動に対して敏感に反応するものであるのか否かを検討することである。最後に補論を設け、分益小作制度の経済変化に対する制度としての伸縮性について考察する。そこでは分益小作制度と水稻収穫慣行が制度的に連関をもっていること、さらにその制度的連関が地主と小作農の分配問題を増幅する可能性を秘めていることをあわせて指摘したい。

以下の構成は次のとおりである。まず2では調査村の農業生産と農業構造 (*agrarian structure*) の概要について後の議論に必要な限りにおいて述べ、次いで3、4ではそれぞれ上述の第1、第2の課題に対する本論を展開する。最後に5では本稿の結論と残された課題を整理する。

最後に調査方法について簡単に述べておこう。

調査は以下の三段階にわたって行なわれた。まず1989年1～3月の予備調査においては、調査村の農業全般に関する情報が広く県や郡の農業事情に関する情報とともに収集された。次に同年4～5月には、調査村の町内会である三つの *RT* (*Rukun Tetangga*) の全世帯94戸について、基礎的調査 (*base-line survey*) が行なわれた。すなわち村 (*desa*) を構成する四つの集落 (*kampung*) のうち、集落Aから一つの *RT* に属する32戸、集落Bから二つの *RT* に属す

る62戸に対して悉皆調査を行なったのである。94戸という戸数は、調査村の世帯数のおよそ4分の1に相当する。調査項目は、家族構成・職業・土地保有・小作条件・農業生産・農産物販売・資産保有状況・団体加入状況等である⁽⁸⁾。

そして同年5～7月には、こうした情報を基礎にしつつ、筆者も参加して本調査が行なわれた。調査の方法は、基礎的調査を行なった94戸の世帯から少数の農家を選び、あらかじめ用意した調査票に従って労働力利用を中心とする詳細な聞き取りを行なうというものである。農家の抽出は経営規模構成に比例的になるように行ない、最終的には集落Aから9戸、集落Bから4戸の合計13戸を選んだ。主な調査項目は、各農家が経営する圃場の一筆ごとの作付体系、各作付体系下で生産される作物それぞれに対する労働の作業別・種類別投入構造、雇用労働を雇った場合にはその雇用条件、さらに農家世帯員の農業や非農業への雇われ就業（出稼ぎを含む）の実態などである。また注(1)に示した研究プロジェクトの②、③の小課題に関する調査から得られた情報も相互に共有し利用した。

注(1) インドネシアのボゴール(Bogor)市にある国連・アジア太平洋社会経済委員会・湿潤熱帯地域粗粒穀物等研究開発調整センター(UN/ESCAP Regional Coordination Centre for Research and Development of Coarse Grains, Pulses, Root and Tuber Crops in the Humid Tropics of Asia and the Pacific, 略称 CGPRT センター)の招聘により、国際協力事業団(JICA)の農業経済短期専門家として2カ月間(1989年5～7月)派遣された。現地 CGPRT センターでは、川越俊彦氏を主査とする研究プロジェクト REIN(Rural employment and income generation from production, marketing and processing of CGPRT crops in lowland areas in Indonesia)-2に参加した。当プロジェクトは、①農業生産における農家の労働力利用(筆者担当)、②農村住民の流通加工業の活動(前 CGPRT センター、現農業総合研究所、川越俊彦研究員担当)、③農村における組織と集団活動(農業総合研究所、大鎌邦雄研究員担当)の小課題に分かれており、本稿は①に関する報告の一部である。なお①と②については Kawagoe *et al.* [16]、③については Kawagoe *et al.* [17] および大鎌 [24] が公開されており、これらを併せて参照いただければ幸いである。

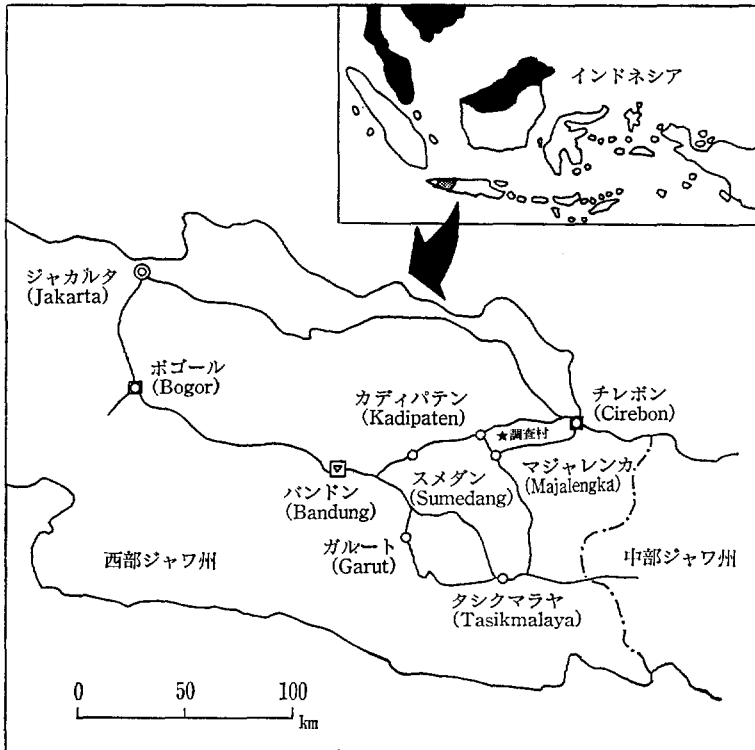
調査の機会を提供してくださった CGPRT センターの岡部四郎前所長、新藤政政治現所長をはじめ、プロジェクトの実施メンバーである川越研究員、大鎌研究

- 員、横山繁樹研究員 (CGPRT センター)、そしてカウンターパートでもあったボゴール食用作物研究所 (Bogor Research Institute for Food Crops) の Mr. Ali Sri Bagyo, Mr. Wayan Sudana, Mr. Amar Kadar Zakaria, さらに JICA および関係者の方々に篤くお礼を申し上げます。またわれわれの調査に快く協力してくださった調査村の多くの方々にも篤くお礼を申し上げます。
- (2) 『アジア経済』(アジア経済研究所刊) の「アジア農村における雇用労働力」と題する特集号 ([1]) に収められた諸論文などを参照。
- (3) 水稻収穫慣行に関する分析を通じて、ジャワ農村を「分配社会」と規定した金沢 [12] などを参照。
- (4) Geerze [7]。またギアツの論旨を適確に整理し批判的検討を行なった加納 [13] もあわせて参照。
- (5) 水野 [21] は、山間部の畑作農村における労働力利用について、平地灌漑農村と対比させながら議論した数少ない研究の一つである。
- (6) 誘発的制度改革の概念と実証例については、Hayami and Kikuchi [10] を参照。
- (7) 水稻収穫慣行の変化をめぐる行なわれた論争としては、とりあえず Collier *et al.* [3], Hayami and Hafid [9] を参照。またジャワ農村の農業労働慣行に関する優れた展望論文として米倉 [27] を挙げておく。
- (8) 土地の所有と利用を中心にした調査世帯の概要については、大鎌 [24] に附表として整理されている。あわせて参照願いたい。

2. 調査村における農業の概要⁽¹⁾

(1) 農業生産

調査村は、西部ジャワ州マジャレンカ県のダウワン郡 (*Kacamatan Dawuan*) に位置し、州都バンドン (*Bandung*) と北部海岸の港町チレボン (*Cirebon*) を結ぶ国道から南に約 5 km 入ったところにある (第 1 図)。西部ジャワ州の地形は、中央よりやや南寄りを東西に走る 2,000 m 級の山脈を起点にすると、そこから北へ緩やかな勾配を下り、海岸沿いの幅約 40 km の豊かな穀倉地帯に至るという形態になっている。調査村は山地から平地に下りきる境目に位置し、海拔 70~100m 程度の緩やかな傾斜地上の、世帯数 403 戸、人口 1,710 人 (1988 年) の農業を主体とする小さな村である。村の総面積は 290 ha であり、そのうち農



第1図 調査村の位置

地が237haを占めている。人口1人当たりの農地面積は約0.14haであり、かなり高い人口圧力に直面しているといえるが、しかし、村の資料によれば1986年から1988年の増加人口は9人（自然純増19人、社会純減10人⁽²⁾）にすぎず出生率の低下を主な原因として近年は人口増加率が大幅に減少しているように思われる。

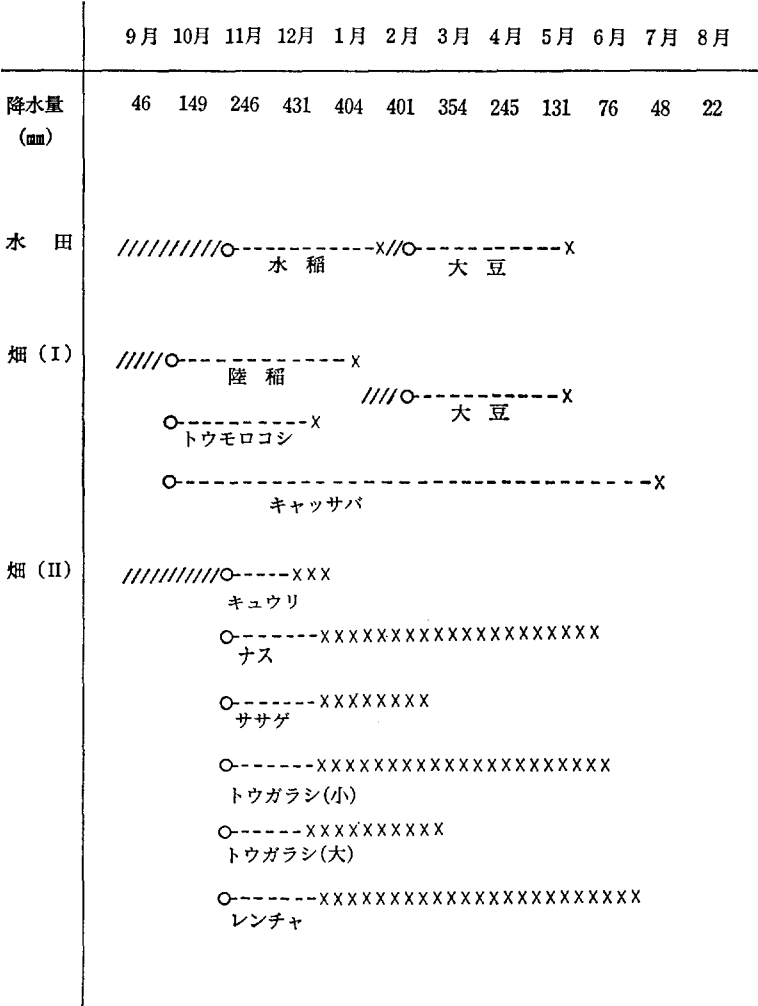
調査村は技術的灌漑や半技術的灌漑が導入されていない天水田を中心とする村である⁽³⁾。農地面積237haのうち灌漑水田の37ha（16%）、畑の60ha（25%）を除く残りの140ha（59%）はすべて天水田である。村はやや起伏の多い地形上にあり、モザイク状に点在する低みは天水田として、高みは畑として利用され

ている。畑の一部は1960年代に村に払下げられた国有原野であり、村人が村から貸与という形で約0.1 haずつ分配を受け、開墾を行なったものである。村に支払わねばならない借地料は名目的な額にすぎず⁽⁴⁾、事実上の地税といえるものである。またこうした畑には相続権も認められている。

調査村には有効な人工灌漑がほとんどないため、作物の作付体系は降水量の分布によって規定されている。村から約6 km離れた県庁所在地マジャレンカ(Majalengka)における過去10年間の平均降水量は2,553 mmである。その分布は第2図に示すとおりであるが、雨季は10月から翌年5月までの約8カ月に及び、最も降水量の多い12～3月には月間350 mm以上に達する。これに対し6～9月の乾季には80 mmにも達しない。

天水田においては通常、以上のような比較的長い雨季を利用して水稻と大豆の二毛作が行なわれ、乾季には休耕される(第2図)。第一作の水稻は、雨季の開始とともに田植えが行なわれ約3カ月後の2月初旬には収穫される。その後、不耕起耕作(minimum tillage)⁽⁵⁾が行なわれてから大豆が点播され、雨季の終わりとともに5月下旬には収穫される。水稻の後作として大豆が作付けられるのは、水稻の二期作をするには水が不足しているためであり、実際灌漑が導入されている近隣の村では、水稻の二期作が行なわれ乾季にも大豆や野菜が作付けられている。以上のような天水田の作付体系は調査村の集落A、Bに共通であるが、近年集落Bでは水稻の後作として大豆の代わりにキュウリやナスなどの野菜を作付ける農家が増加している。

調査村では耕起はすべて鋤による人力耕によって行なわれ、役畜は使用されない。耕耘機の導入もまだである。また稲や大豆などの刈取りは鎌で行なわれる。脱穀は棒による打穀や木製の脱穀台(tlawah)に叩きつけることによって行なわれる。米は粳の形で販売され、また自家飯米の加工調整については、伝統的な臼と杵によるか、ないしは3年程前に村に進出してきた精米業者の施設が利用される⁽⁶⁾。農薬散布用の背負い式噴霧機もごく少数の農家によって導入されているにすぎない⁽⁷⁾。農業機械らしいものは調査村にはほとんどみられないといえることができる。



//////// 耕起 ○ 播種または田植え ----- 在圃期間 X 収穫

第2図 基本的作付パターン

注. 降水量は京都マジャレンカにおける過去10年間の平均値.

しかし天水田という悪条件にもかかわらず、いわゆる生物化学的技術の浸透は相当に進んでいる。調査時点の水稲の品種はほぼIR 64に統一されており⁽⁸⁾、また大豆の品種も主にウィリス(*Willis*)という奨励品種である。播種量や化学肥料の施用量、農薬の散布量も概ね普及所の指導基準に達しているようである⁽⁹⁾。単収をみても、水稲が4.0～4.5 t/ha 程度(粳)でジャワ島平均よりもかなり高く、また大豆もおよそ0.6～1.0 t/ha であり、全国平均値にはほぼ匹敵する水準にある⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。

水田に水稲と大豆を栽培した場合の生産費と所得の概算を示したのが第1表である。10アール当たり年間所得は自作地で約10万ルピア、小作地で約4万ルピア(分益小作)から6万ルピア(定額小作)である。所得の約3分の2は水稲、残りの約3分の1は大豆から得られる。水田経営の収益性は、利潤はほとんどないが、自家労賃、地代をほぼ実現するような水準にある。

一方、畑の利用方式は複雑であり、また集落間で著しく異なっている。集落Aでは陸稲およびいわゆる二次作物(*palawija*)といった伝統的畑作物の間作が一般的である。最も典型的な作付体系は、雨季の開始とともに陸稲、トウモロコシ、キャッサバを作付けし、栽培期間の短い陸稲とトウモロコシを収穫した後に(キャッサバは在圃期間が約10カ月であり、乾季に入ってから収穫される)、さらに大豆を作付けするという形態である(第2図の畑Ⅰ)。これに対し集落Bでは野菜作が広範に広がっている。キュウリ、ナス、トウガラシ、ササゲ(*string bean*)、レンチャ(*lenca*)⁽¹²⁾など多種類の野菜が複雑な間混作体系の下に栽培されている(第2図の畑Ⅱ)。播種は通常やはり雨季の開始直後に行なわれ、収穫は12月末頃から始まり、短いもので約2週間、長いものになると約6カ月続く。昔は集落Bでも陸稲や二次作物の作付けが主流であったようであるが、1970年代半ば過ぎから本格的な野菜の導入が始まり、80年代に入って現在のようない間混作体系が確立したようである。野菜作とその仲買商を行なっている集落B在住の一兄弟が、野菜作についての主導的役割を担っており、技術指導や投入財費用の無利子による前貸し等を通じ、集荷量の約半分を一手に引受けている⁽¹³⁾。

第1表 水田作の10アール当たり生産費と所得

(単位: 1,000ルピア²⁾)

	自作地			小作地(分益 ⁵⁾)			小作地(定額 ⁶⁾)
	水 稻	大 豆	合 計	水 稻	大 豆	合 計	合 計
粗 生 産 ²⁾	104.4	52.1	156.5	104.4	52.1	156.5	156.5
費 用 ³⁾	40.6	15.7	56.3	79.1	37.3	116.4	95.3
種 苗	1.1	3.4	4.5	1.1	3.4	4.5	4.5
肥 料	6.5	1.1	7.6	6.5	1.1	7.6	7.6
農 薬 他	3.0	3.0	6.0	3.0	3.0	6.0	6.0
雇 用 労 賃 ⁴⁾	30.0	8.2	38.2	30.0	8.2	38.2	38.2
小 作 料	—	—	—	38.5	21.6	60.1	39.0
所 得	63.8	36.4	100.2	25.3	14.8	40.1	61.2
自 家 労 賃 ⁴⁾	18.3	19.7	38.0	18.3	19.7	38.0	38.0
余 剰	45.5	16.7	62.2	7.0	-4.9	2.1	23.2

注. 1) 1米ドル≒1,750ルピア (1989年5月現在)。

2) 水稻の10アール当たり収量および生産物に対する農家受取価格は450kg, 232ルピア/kg, また大豆については80kg, 651ルピア/kgとして計算。

3) 公租公課は含まれていない。水田10アールに賦課される地税(国税)は、その豊度(4段階に分かれる)に応じて1,700~3,500ルピアである(大鎌[24])。

4) 労働の種類(家族, 交換, 雇用)にかかわらず, 男子については耕起作業の日雇賃金率(360ルピア/時), 女子については除草作業の日雇賃金率(170ルピア/時)で換算。ただし水稻収穫慣行(チェブロカン)に係る支払い労賃については, 収穫物の6分の1および田植え時に振舞われる食事を現金換算したものを加えた。

5) 分益小作条件は, 経常財費用の折半(ただし噴霧器の賃貸料については小作農の全額負担)のもとでの生産物折半。ただし収穫労働者の取り分(6分の1)については折半する前に控除される。表中に小作料として表示したものは, 地主の生産物に対する取り分から経常財分担分を差し引いた額。

6) 定額小作料は, 125 bata (≒0.18ha) につき米300kgとして計算。

第2表には畑作物の生産費と所得の概算が示されている。10アール当たり年間所得をみると, 伝統的な畑作物では5万ルピア以下であるのに対し, 野菜作の場合25~60万ルピアという巨額に達している。もっぱら自作地で栽培されている伝統的畑作物の場合, 経営収支は自家労賃を実現するのに精一杯というところであるが, 野菜作においては自家労賃, 地代の実現を超過する膨大な利潤が生まれている⁽¹⁴⁾。

第2表 畑作の10アール当たり生産費と所得

(単位: 1,000ルピア)

	陸稻/トウモロコシ/ キャッサバ — 大豆 (自作地)	野菜 (ケース 1 ³⁾)		野菜 (ケース 2 ⁴⁾)	
		自作地	小作地 ⁵⁾	自作地	小作地 ⁵⁾
粗 生 産	71.2	340.1	340.1	711.1	711.7
費 用 ¹⁾	22.4	55.3	78.5	104.3	127.5
種 苗	4.7	6.8	6.8	26.5	26.5
肥 料	7.3	17.5	17.5	61.3	61.3
農 薬 他	1.9	11.4	11.4	15.6	15.6
雇 用 労 賃 ²⁾	8.5	19.6	19.6	0.9	0.9
小 作 料	—	—	23.2	—	23.2
所 得	49.3	284.8	261.6	607.4	584.2
自 家 労 賃 ²⁾	47.4	88.0	88.0	222.9	222.9
余 剰	1.9	196.8	173.6	384.5	361.3

注. 1) 公租公課は含まない。畑地10アールにかかる地租(村税)は、1,000~1,250ルピアである(大鎌[24])。

2) 第1表に同じ。

3) キュウリ、ナス、トウガラシ(小)、ササゲの組合せ。

4) キュウリ、ナス、トウガラシ(大および小)、レンチャ、キャッサバの組合せ。

5) 70 bata (≒0.1ha) につき粃100kgという定額小作料で計算した。

両集落あわせて94戸の調査世帯のうち、集落Aでは9割以上の農家が米と大豆を生産しており、これら二作物が基幹作物である。トウモロコシ、キャッサバの生産農家は4割程度であり、最近ようやく導入のきざしがみえてきた野菜はまだ約2割にすぎない。また米の生産農家のうち販売農家の割合は約6割で、商品化率が比較的低いといえるが、他の作物はほぼ全量が販売される純然たる商品作物である。これに対し集落Bでは野菜が基幹作物であり、8割以上の農家が生産を行なっている。大部分は販売用である。米の生産農家の割合も75%以上と高いが、販売農家は2割程度でありほぼ自給的生産にとどまっている。また大豆は約4割の農家が生産しているが、トウモロコシ、キャッサバは2割に満たない。

最後に、調査村の家畜飼養状況について簡単に触れておこう。調査世帯の約9割が飼育しているのが鶏である。飼養世帯1戸当たり飼養羽数は1~2羽か

らせいぜい20羽程度、平均8.4羽である。集落Aではほぼ全世帯が飼養しているが、集落Bでは飼養していない世帯も目立つ。次に多いのがヤギであり、約半数の世帯が飼養している。ヤギについては集落Bの方が飼養している世帯の割合が高い⁽¹⁵⁾。飼養世帯1戸当たり平均頭数は5.6頭である。最後に約15%の世帯で飼われているのがガチョウである。ほぼ集落Aだけにみられ、飼養世帯1戸当たりでは4.7羽である。

(2) 農業構造

第3表は、調査世帯94戸について、世帯主の職業による分類を行なったものである。全体で農家が85%と圧倒的に多いものの、非農家世帯として行商や仲

第3表 職業別世帯構成

(単位：戸)

				集 落 A	集 落 B	合 計
農	専業兼	業業農農	家 ¹⁾	29	51	80(85%)
			家 ²⁾	16	41	57
			家	13	10	23
			人	8	7	15
			労働	4		4
非	小工左そ	商場の	官		2	2
			他 ³⁾	1	1	2
			家 ⁴⁾	3	11	14(15%)
			人	1	6	7
			労働	1	1	2
合	小工大そ	商場の	工		1	1
			他 ⁵⁾	1	3	4
			計	32	62	94(100%)

注. 1) 耕種部門の農業経営を行なっている世帯。

2) 世帯主が農業専従である農家世帯。したがって世帯主以外が非農業就業に従事している場合も含む。また世帯主が非農業就業を行なっている場合でも、乾季における建設労働者としての出稼ぎなどの一過的な就業と考えられるものについては専業に含めた。

3) 仕立屋および建設労働者。

4) 不耕作地主4戸を含む。

5) 運転手、建設労働者、村役人および隠居者。

買商を中心とする小商人 (*pedagang kecil*) をはじめ、工場労働者、大工、村役人なども存在している。小商人の扱う品物は、米、大豆、野菜、ヤギ、鶏などの農畜産物や化学肥料などの農業資材が中心である。村ではこうした農業関連の流通部門における就業機会が近年急速に増加してきたようである。ただし集落Bでは専門的な小商人が多いが、集落Aでは農家の兼業としてのそのが多い。全体で兼業農家が農家の約3割を占めているが、その兼業業種の大部分もこうした小商人とってよいのである。また注目すべきは、集落Aでは兼業農家が多いのに対して、集落Bでは専門農家が圧倒的多数を占めるという点である。つまり集落Aは小商人を兼業業種の中心とし、米と大豆を生産する兼業農家、集落Bは野菜作を中心とし、米を自給生産する専門農家と他方における専門的な小商人の存在によって特色づけられるのである。

次に、第4表、第5表は調査農家の土地所有規模別構成および経営規模別構成をそれぞれ示したものであるが、これによれば、所有規模、経営規模ともに極めて零細である。1戸当たり平均所有面積は、田畑合わせてもわずか0.28ha（水田0.13ha、畑0.15ha）にすぎず、経営面積も0.36ha（水田0.19ha、畑0.17

第4表 所有規模別農家構成

規 模(ha)	所 有 規 模 別 戸 数 (戸)		
	合 計	集 落 A	集 落 B
0	7(8%)	2	5
0.01 ~ 0.20	42(50%)	15	27
0.21 ~ 0.50	26(31%)	9	17
0.51 ~ 1.00	5(6%)	2	3
1.01 ~ 2.00	3(4%)	1	2
2.01 ~	1(1%)	1	0
合 計	84(100%)	30	54
総 面 積(ha)	23.9	10.1	13.8
田	11.2	5.3	5.9
畑	12.7	4.8	7.9
1戸当たり規模 (ha)	0.28	0.34	0.25

第5表 経営規模別農家構成

規 模 (ha)	経 営 規 模 別 戸 数 (戸)		
	合 計	集 落 A	集 落 B
0	4(5%)	1	3
0.01 ~ 0.20	29(35%)	7	22
0.21 ~ 0.50	35(42%)	14	21
0.51 ~ 1.00	14(17%)	7	7
1.01 ~ 2.00	1(1%)	0	1
2.01 ~	1(1%)	1	0
合 計	84(100%)	30	54
総 面 積(ha)	28.8	12.5	16.3
田	15.4	8.0 ²⁾	7.4 ³⁾
畑	13.3	4.5	8.8 ⁴⁾
1戸当たり規模 (ha)	0.36 ¹⁾	0.43	0.31

注. 1) 経営規模ゼロの4戸を除いた平均。なおこれら4戸はすべて不耕作地主であり、農業労働者世帯ではない。

2) このうち3.4ha (43%) は小作地。

3) このうち3.7ha (49%) は小作地。

4) このうち1.6ha (18%) は小作地。

ha) と、所有面積より若干大きいがやはり零細である。経営規模が1 ha以上の大規模な農家は84戸中2戸しかなく、また0.5 ha以下の零細規模農家が8割以上の圧倒的なシェアを占めているのである。野菜専作的な集落Bの方が集落Aよりも0.1ha程度平均規模が小さいという差はあるが、いずれにせよ調査村の農地の分配は、零細規模の農家がひしめきあう比較的分散的な構造を形成しているといえよう。

一方、非農家を含む全調査世帯のうち農地を所有しない世帯が17戸(18%)、農業経営を行っていない世帯が14戸(15%)を数えるが、農業労働所得を主な収入源とするいわゆる土地なし農業労働者世帯は存在しない。ジャワ農村では土地なし世帯の比率は一般にかなり高く、平均で4割近くに及ぶものと推定されているが⁽¹⁶⁾、しかしその地域差は大きく、西部ジャワ州の中では北部海岸沿いの灌漑地域に大量の土地なし農業労働者世帯が滞留しているとみられ、

われわれの調査村のような天水田地域は、そういった地域とは際立った対照を示しているようである。

しかしながら調査村では土地の貸借関係はかなり発達している。すなわち、自小作別農家数を示す第6表によれば、自作農の64%に対し、自小作農が27%、小作農が9%を占めている。地主はすべて在村地主であり、親族間や近隣者間での貸借がほとんどである。土地の貸借は水田に多くみられ、その半分近くの面積が小作地となっている(第5表の注を参照)。これは相当に高い小作地率であり、畑を自作地に持ち、水田を借入れるという形がかなり多いということができよう(ただし野菜作の多い集落Bでは、畑の貸借も比較的多くみられ、畑地経営面積の約2割が小作地となっている)。調査世帯94戸のうち土地を貸付けている世帯は7戸と非常に少数である(うち4戸は不耕作地主)。1戸当たりの貸付面積をみると、0.1~0.2haといった小さい場合もないわけではないが、0.7~1.0haのケースが約半数を占めている。他方、借入世帯は30戸と非常に多く、1戸当たり借入れ面積は平均0.3ha弱である。多数の農家が少数の地主から土地を借りているのである。ただし自小作農の平均経営規模が最も大きく、次に小作農、自作農と続くことに注目しておく必要がある(第6表)。農業経営に熱心な農家層が、自作地の不足を補う形で土地を借り入れ、規模を拡大しているわけである。

最後に、集落A、Bを問わず、村人(ほぼ男性に限られる)が村に農作業がなくなる乾季を中心に盛んに行なっている村外での農業・非農業就業について

第6表 自小作別農家構成

	農家数 (戸)	うち 集落A	集落B	経営面積(ha)	1戸当たり面積 (ha)
自作農	51(64%)	18	32	16.5(57%)	0.32
自小作農	22(27%)	9	14	9.7(34%)	0.44
小作農	7(9%)	2	5	2.6(9%)	0.37
合計	80(100%)	29	51	28.8(100%)	0.36

注. 自作農とは経営地の全部が自作地であるような農家、小作農とは経営地の全部が小作地であるような農家をいう。自小作農とは自作地経営を行ないながら小作地の経営をも行なっているような農家である。

ふれておこう。村外における農業就業はすべて近隣の灌漑地域でのそれであり、5月末から6月にかけての乾季作の耕起作業に雇われたり、また野菜の栽培技術を持っている集落Bの多くの農家が行なっているものとして、乾季だけの期間小作を行ない、キュウリ、ナスなどの野菜を栽培したりするものがある。

また、村外の実業就業のうち最も多くみられるのが臨時の建設労働を求めている都市への短期の出稼ぎである。例えば調査村から約80km離れた西部ジャワ州の州都であるバンドンへの建設労働者 (*tukang gali*) としての出稼ぎの場合、1週間から2週間程度働いてきては帰村し、しばらくしてまた出かけるということを、3～4カ月の乾季の間に何回か繰り返すのである。バンドンでの日雇賃金は食事なしで4,000～5,000ルピアくらいであるが、交通費や滞在費を考慮してもかなり魅力的なようである⁽¹⁷⁾。また瓦産地として有名な近隣のジャティワンギ (Jatiwangi) の瓦工場での臨時就業も存在する⁽¹⁸⁾。さらに、例えば農家の若い世代の7人程が共同で靴下の訪問販売をするなどの、首都ジャカルタにおける都市インフォーマル部門での就業もみられる⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾。

注(1) 本章の既述は Kawagoe *et al.* [16], 特にその第2章に負うところが大きい。

(2) ただし若年層を中心に、バンドンや首都ジャカルタ (Jakarta) などの大都市への短期・長期の出稼ぎがかなりみられることから、実質的な人口の社会的移動は、この数字が示す以上に大きいものと考えられる。

(3) 技術的灌漑 (*pengairan teknis*) とは全構造物が永久構造物であって水量計測装置を備えた灌漑、半技術的灌漑 (*pengairan setengah teknis*) とは全構造物がやはり永久構造物だが水量計測装置を欠くものをいう。その他の灌漑はすべて簡易灌漑 (*pengairan sederhana*) や村落灌漑 (*pengairan desa*) のカテゴリーに含められている。調査村に一部存在する灌漑は村落灌漑に属するものと思われる。

(4) 0.1ha 当たり1,250ルピア (*rupiah*)。ルピアはインドネシアの通貨単位。1989年5月における換算率は、1米ドル≒1,750ルピア。

(5) 稲の切株を鋤込む程度の簡単な耕起を行ない、さらに排水用の浅い溝を縦横に掘るという比較的丁寧な作業を行なうこともあるが、一般には切株を残したまま大豆を点播し、稲藁で覆いかぶせるだけの作業で済ます。

(6) 村内に精米施設ができるまでは隣村まで運んだようである。因に調査時における施設の利用料金は、粳摺りと搗精を込みで粳1kg当たり12.5～15.0ルピアである。

- (7) 噴霧器の所有農家は調査農家79戸中わずか2戸であった。噴霧器の購入価格は数年前で約4万ルピア（調査時点では約6万ルピア）であり、耐用年数は約10年である。大部分の農家は農薬散布時に所有農家から賃借している（調査時の賃料は半日につき約300ルピア）。
- (8) 主として病虫害の発生により、水稻の品種は3～4年のサイクルで交替している。最近、IR 64の普及とともに赤条斑病（*Hama Becak Merah*）の被害が増加しているのを受けて、国がその栽培を禁止したと伝えられており（アジア経済研究所〔2〕、253ページ）、調査村でもIR 64に代わる新しい品種が今後普及に移される可能性が高い。
- (9) 調査農家の平均的な播種量は水稻が28kg/ha、大豆が34kg/haである。また化学肥料の施用量については、水稻には尿素300～400 kg/ha、三重過磷酸（TSP）50～170 kg/ha が投入され、大豆には50～70 kg/haの尿素、およびしばしば10～50kg/haの三重過磷酸が投入されている。また使用されている代表的な農薬としてアゾドリン（*Azodrin*）やスウィン（*Sevin*）が挙げられる。
- (10) 村では野鼠の害が最も大きな技術上の問題となっており、特に大豆はしばしば収穫皆無の危険にさらされている。ボゴール食用作物研究所に JICA 専門家として派遣され、調査に同行して下さった御子柴晴夫氏によれば、鼠害を最小限に抑えるため、まだ十分に熟さないうちに大豆を収穫することが一般的であり、それが収量の伸び悩みの大きな原因の一つになっている。
- (11) 1986年の全国の平均単収は、稲が全国平均で2.71 t/ha（粳）、ジャワ島のみで3.12 t/ha、大豆が全国平均で0.98 t/haである（アジア経済研究所〔2〕、241ページ）。
- (12) 学術名は不明。直径2～3 mm くらいの小さな実をつける野菜の一種。
- (13) 調査村では野菜の導入普及過程における商人の役割が極めて大きかった。詳しくは大謙〔24〕を参照。また野菜の流通機構については、Kawagoe *et al.*〔16〕第4章を参照。
- (14) 一つの要因は1980年代の野菜価格の高騰にある。すなわち後掲第12表によれば、西部ジャワ州では1980年から88年の間に、野菜の農家受取価格は250%上昇したのであり、当該期間における米の150%の上昇、二次作物の218%の上昇に比較しても、野菜の高騰ぶりは明らかであろう。しかしこうした野菜作の高収益性は、短期的な価格変動によるリスクや連作障害の可能性があるので、多少割引いて考えるべきであろう。
- (15) 野菜作のための堆厩肥生産用という意味もあろう。
- (16) 加納〔14〕。
- (17) 日雇い形態のほか、請負い（*borongan*）も存在する。一例として約10人で一区

画分の穴掘りを請負い、報酬として15,000ルピアを受け取るというものがある。この場合、1日で大体3区画分の面積をこなせるという。

- (18) 1日(午前6時～午後4時)の仕事に対する賃金相場は軽食付きで2,500ルピアである。後に述べるように農業の日雇い賃金は、食事3食、軽食1食、タバコ5本と現金2,000ルピアであり、ジャティワングでの工場労賃とはほぼ同じかないしは若干高い水準にあるといえる。農業における日雇賃金率が様々な種類の非農業賃金率の最低に位置するものではなく、中間的な位置を占めることはよく知られている(Naylor [23])。

- (19) 以上のように、村の男性は農閑期を中心に様々な非農業雇用機会を村外に見出しており、それらは村内での非農業就業とともに村の経済にとって重要な地位を占めている。西部ジャワ州は一般に男子の短期的労働移動が多いことで知られているが(Hugo [11])、われわれの調査村も例外ではないのである。ただし山村に比較した場合、村の経済に占める出稼ぎの重要性は小さいと思われる。例えば調査村と同じマジャレンカ県の南部に位置する山村の出稼ぎの実態について詳細な報告を行なった福家([6], 10ページ)によれば、1983～84年において108戸の農家調査世帯のうち47世帯(44%)がジャカルタやバンドンに出稼ぎに出ていたという。

- (20) 農業労働市場に関する次章の議論との関連で注目すべき点は、後述の水稻収穫慣行の下で雇いあいをしている農家の男性同士、あるいはもう少し広く同じ集落に住む男性同士が集団で同じ村外の非農業雇用に出かける傾向があるという事実である。これは一人が何らかのきっかけによって村外に雇用機会を見つけると、隣近所の者が同じ雇用機会に一斉に繰り出すという連鎖的労働移動(chain migration)として知られる現象である。これは労働交換や家の建築、冠婚葬祭などに見出される後述の近隣の農家間の密接な社会関係が労働移動という局面に発現したものとみなすことができる。また雇用に関する情報提供機関や斡旋機関が未発達な状況のなかで、そうした情報が集落や村落を超えて伝達されにくい事情の反映でもある。結果として、都市インフォーマル部門の就業場所や職種などが村単位に全く異なり、また出身階層よりも出身村がどこであるかの方が職種の決定要因として規定的であるということにもつながるのである(Manning[19])。つまり都市インフォーマル部門の労働市場は、出身村落や集落によって分断され歪んだ構造になってしまうのである(加藤[15]は、ジャカルタの都市インフォーマル部門の就業が同郷者のネットワークに支えられたものであることを示している。またフィリピンのマニラの例ではあるが、中西[22]は、そうした同郷者のネットワークによる情報の分断が労働市場の非効率の原因になっている点を力説している)。

3. 農業労働力利用の実態

(1) 労働投入

調査村の農業生産は、土地なし農業労働者世帯は存在しないという状況のなかで、田畑あわせて0.5 ha以下という零細規模の自作、自小作、小作農家によって主として担われていることが明らかになった。また野菜作の少ない集落では、農業関連の流通部門を中心にした非農業就業が兼業業種として重要な地位を占めていることも明らかになった。本節では、こうした村の農業構造と関連させながら、農家の農業生産に対する労働投入について分析することにしよう。

われわれは集落Aから9戸、集落Bから4戸の農家を選び、農業労働投入に関する詳細な調査を行なったわけであるが、調査村では多彩な作物が栽培されているため、1戸の調査にも極めて多くの時間と労力がかかり、サンプル数が限られたものとなった（水稻については10のサンプルが採れたが、他の作物については3～5にとどまった）。しかし抽出農家の平均経営規模は0.39 haであり、母集団である80戸の農家の平均規模（0.36ha）とほぼ一致している。つまりサンプル数が小さいという問題は免れないにせよ、一般に観察されるところの、単位面積当たり労働投入量と経営規模との間の負の相関関係より生ずるバイアスからは免れているということができよう。

第7表と第8表が作物別投下労働量の作業別平均、労働種類別平均をそれぞれ示したものである。作物ごとの差異に注目するまえに、全般的な特徴を二点だけ指摘しておこう。

まず第1に、男女間分業が比較的明瞭であるということ。例えば耕起作業は典型的な男の仕事であり、田植えは逆にもっぱら女が行なう作業である。また苗代の準備や施肥、防除、その他の管理的作業は男の仕事であるのに対し、播種や除草はどちらかといえば女が行なうといった具合である。ただし収穫作業については男女の区別はなく通常共同して行なう。

第2に、労働を家族労働、交換労働、雇用労働に分類したとき、等価・等量

第7表 作業別労働投入量

(単位:人時/ha)

	水 田		畑		畑
	水 稻 (10) ³⁾	大 豆 (5)	陸稲/トウモロコシ /キャッサバ (4)	大 豆 ²⁾ (3)	野 菜 (5)
苗 代	28	—	—	—	—
耕 起	429	184	333	123	274
播 種・植 付	158	149	180	140	156
施 肥・防 除	107	86	84	45	419
除 草	307	126	310	162	386
刈 取	358	146	301	105	5,749
脱 穀・風 選 ¹⁾	—	173	—	87	—
乾 燥	53	82	60	50	—
そ の 他	30	—	—	—	158
合 計	1,470	946	1,268	712	7,142

注. 1) 水稻, 陸稲の脱穀・風選は刈取に含まれる。

2) キャッサバが在圃中のため, 大豆は面積の約75%に作付される。数値は0.75 ha当たりの労働投入量を示している。

3) () 内はサンプル数。

第8表 種類別労働投入量

(単位:人時/ha)

	水 田		畑		畑
	水 稻 (10) ²⁾	大 豆 (5)	陸稲/トウモロコシ /キャッサバ (4)	大 豆 ¹⁾ (3)	野 菜 (5)
家 族 労 働	559	663	1,028	580	6,203
男 子	461	455	709	345	3,329
女 子	98	198	319	235	2,874
交 換 労 働	10	—	—	—	60
男 子	10	—	—	—	60
女 子	—	—	—	—	—
雇 用 労 働	911	293	240	132	879
男 子	428	170	38	78	195
女 子	483	123	202	54	684
合 計	1,470	946	1,268	712	7,142
男 子	889	625	747	423	3,584
女 子	581	321	521	289	3,558

注. 1), 2) 第7表に同じ。

の労働を賃金の支払いなしに交換するという意味での本来の交換労働 (*lilijuran*) は、調査村にはほとんど存在しないということ。したがって農作業はほぼ家族労働、雇用労働のいずれかによって行なわれているのである⁽¹⁾。

以下作物ごとの特徴について述べよう。

まず水稻作に投下されている労働量は 1 ha 当たり男 889 時間、女 581 時間の合計 1,470 時間であり、単独の作物としては野菜を除けば最大である。水稻作の労働編成上の特徴は 62% という雇用労働比率の高さにある。雇用労働が使用される作業は、田植え、収穫 (ともに 100 %, つまり全面的に雇用労働が使用されている)、耕起 (57%), 除草 (48%) だけであるが、基幹的な作業はほぼ網羅されているといつてよいであろう。田植えと収穫作業がすべて雇用労働によって行なわれているのは、後述の収穫慣行によるものであるが、この田植えとセットになった収穫慣行に係る部分だけで、水稻作に投入される雇用労働の 6 割近くを占めている。

次に、水田裏作の大豆についてみてみよう。男女あわせて 1 ha 当たり 946 時間という必要労働量は水稻の 3 分の 2 弱に相当する。雇用労働比率は、水稻よりもはるかに低いとはいえないお 32% であり、脱穀・風選 (65%), 耕起 (60%), 播種 (36%), 刈取 (12%) に雇用労働が使われている。脱穀・風選過程には後述のような特殊な雇用慣行が存在している。

以上により、天水田における水稻と大豆の二毛作の場合、年間必要労働量は 1 ha 当たり 2,416 時間であり、雇用労働比率は約 50% で、家族労働と雇用労働がほぼ同じ割合だけ投入されているということになる。単純計算すれば、有効な灌漑が利用でき水稻—水稻—大豆の作付体系が存在する場合に比較して、4 割近くも労働吸収力が小さいことになろう。また雇用労働に対する需要はそれ以上に少なくなっているであろう。この事実こそが、既述のような経営規模の零細性と相俟って、調査村に土地なし農業労働者の存在を許さない基本的条件になっているものと考えられる。

畑作物についてはどうであろうか。まず集落 A における一般的作付体系である陸稲と二次作物の組合せについてみてみよう。最も典型的な作付体系である

陸稻，大豆，トウモロコシ，キャッサバの間作の場合，1 ha当たり年間必要労働量は男女あわせて1,980時間である。これは，天水田における水稻—大豆の二毛作体系よりもさらに約2割も労働吸収力が小さいことを示すものである。また雇用労働比率は19%にすぎず，耕起，除草，大豆の脱穀・風選に若干の雇用労働が使われる以外は，すべて家族労働によって行なわれる。

最後に，集落Bにおける野菜作であるが，農家によって野菜の種類や栽培技術に差が大きく，労働投入量にも3,830時間から11,584時間までの大きな偏差が存在する。しかし敢えて5つのサンプルの平均をとれば，男3,584時間，女3,558時間の計7,142時間であり，極めて労働集約的である。天水田の二毛作体系の約3倍，灌漑水田の三毛作体系の2倍弱に相当する量である。収穫労働に大半(80%)の労働が費やされている。しかしこうした労働集約性にもかかわらず，雇用労働比率は12%と最も低く，ほぼ家族労働だけで行なわれているといっても過言ではない。これは収穫労働がほぼ家族労働だけによって行なわれているからであり，実際，5戸のサンプル農家のうち，夫婦2人だけで経営している1戸の農家だけが，収穫作業に世帯主の母親，妹，姪などを雇い入れたにすぎないのである。

なお，天水田の作物や畑における伝統的畑作物の場合，男女の労働投入比率は概ね6：4であるが，野菜作には女子労働力が絶対的のみならず相対的にも多く使用されており，男女比は5：5である。野菜がほとんどない集落Aでは，女子労働力が相対的に遊休状態にあるものと思われる⁽²⁾。

以上述べてきたように，調査村の耕種農業部門の労働吸収力は，野菜作が広がった近年の集落Bを例外とすれば，平地灌漑農村に比べて相当に小さく，過去の人口急増期には多くの人口を都市や開拓の新しい平地灌漑地域に排出してきたものと推察される。人口移動に関する資料がないので仮説的にしかいえないが，調査村の既述の農業構造はこうして出来上がったものと考えられよう。それにしても，上述の作物間の雇用労働比率の著しい差は極めて興味深い⁽³⁾。なぜこうした差が存在するのかという疑問に答えるため，次節では雇用労働の具体的内容と雇用慣行の実態をみてみることにしよう。

(2) 雇用慣行

雇用労働は雇用期間によって常雇と臨時雇に大別される。調査村においては常雇の比重は極めて小さく（われわれの調査のなかでは、常雇を置いている農家は一軒もなかった）、雇用労働はすべて臨時雇である。調査村が天水田地域にあり、乾季には農作業がほとんどなくなるという農業雇用の季節性ゆえに、常雇を置くメリットが少ないことが主な原因であろう⁽⁴⁾。

また臨時雇は、賃金支払い形態によって時間給と出来高給に分類できる。時間給とはいうまでもなく、一定時間の拘束に対して一定額の賃金を支払う形態であるが、以下簡単のためこの形態の臨時雇を日雇（daily labour）と呼ぶことにしよう。一方、出来高給とは通常、一定の作業を行なわせる対価としてあらかじめ決められた額の賃金を支払う形態であり、例えば役畜を所有しない農家が耕起作業を委託する場合などにみられるものであるが、調査村では耕起に役畜を使用しないこともあって、こうした形態の出来高給はみられない（ただし大豆の脱穀・風選における雇用慣行は、作業の遂行に対して一定量の現物が支払われるものである）。しかし後述の水稻の収穫慣行は、収穫物という出来高の一定比率が現物で支払われるものであり、出来高給による臨時雇用的一种といえることができる。

以上をまとめれば、調査村に存在する雇用労働はいずれも臨時雇に属するが、なかでも時間給によって支払われる日雇と、出来高給によって支払われる水稻、大豆の収穫慣行が存在するといえることができる。先回りして述べると、ここで重要なのは次の点である。第1に、日雇が家族労働力だけでは不足する場合にそれを補うために雇われるという性格をもつものに対して、水稻や大豆の収穫慣行に係る雇用労働は、家族労働力の多寡に無関係な慣習としての性格が強いということである。そして第2に、水稻と大豆以外の作物の収穫においてはこうした特殊な収穫慣行は存在せず、基本的には家族労働力によって収穫が行なわれ、不足する場合においてのみ日雇が雇われるということである。これらの点を念頭においたうえで、以下では日雇、特殊な収穫慣行の順に実態を詳しく述べることにしよう。

日雇形態の雇用は、典型的には耕起作業、除草作業にみられる。水稻や大豆の耕起作業には多くの日雇が使用されるし、畑作物においても稀ではない。耕起作業に雇用されるのはすべて男子である。また除草作業については、主に水稻作に日雇が使われている。この場合はほとんどが女子である。このほか、大豆やトウモロコシの播種、粃の圃場から農家の庭先への運搬、野菜を支えるための竹製の支柱の製作・取付け、野菜の収穫などの作業に日雇が雇われることもある。

耕起作業に男子を雇う際の慣行は以下のものである。雇用期間は仕事量に応じて半日(*sebedug*)ないし一日であるが、前者が一般的である。数人の労働者が雇われ、雇主とともに作業が行なわれる。鋤は各自が持参する。作業は通常朝の6時頃から始まり、8時頃に休憩をとる。ここで朝食とタバコ2本が提供される。タバコはこれからの作業の合間に吸うためのものである。朝食後、再び作業が開始され12時頃まで続けられる。仕事が終わると軽食とコーヒーが提供され、飲食後労働者はそれぞれの家に帰るが、雇主はさらに各労働者の家に簡単な昼食を持参し労をねぎらう。この半日仕事に対して支払われる現金は、村人の場合、1,000ルピアである。現物支給分を金額換算すると、朝食450ルピア、昼食300ルピア、軽食およびコーヒーが150ルピア、タバコが2本で80ルピアで合計980ルピアとなり、現物支給分はほぼ現金支給分に匹敵する。支払い総額はしたがって1,980ルピアであり、労働時間が6時半から12時までの5.5時間とすると、賃金率は1時間当たり約360ルピアとなる。他方、まる一日間雇う場合には、通常午後4時まで仕事が続けられるのに対し、支払われる賃金は現金2,000ルピア、食事3回、軽食1回、タバコ5本である。賃金率は半日雇いの場合よりも少し高めであることがわかるであろう。

また除草作業に女子を雇う際の雇用慣行について簡単に述べると、雇用期間は半日で、やはり朝6時半頃から12時頃までである。食事の提供は簡単は朝食(8時頃)と作業終了後の軽食(コーヒー付き)だけで、昼食やタバコは支給されない。支払われる現金は500ルピアであり、朝食の評価額300ルピア、軽食の150ルピアをあわせて、賃金は半日で950ルピアである。労働時間を5.5

時間とすると賃金率は1時間当たり約170ルピアとなる。男子の賃金率が約360ルピアであることを考えると男女の賃金格差は相当に大きいといえよう。

次に、水稻の収穫における特殊な雇用慣行について述べよう。それはチュプロカン (*ceblukan*) と呼ばれ、規模階層、自小作の別を問わず水稻⁽⁵⁾の収穫において例外なく行なわれているものである。家族労働力の多寡や経済力の大小にかかわらず全面的に雇用労働が使用されるという特殊な慣行である。一般にチュプロカンとは、収穫以外の作業を無償で行なった者に収穫作業への参加を限定する制度であり、労働者は収穫作業後に報酬として収穫物の一定比率を受取る。「収穫権」を得るために無償（ただし食事が付く場合もある）で行なわなければならない作業は地域によってまちまちであるが、田植えと除草作業が最も多い⁽⁶⁾。調査村のチュプロカンは、収穫労働者にあらかじめ田植え作業を無償（食事付き）労働として課し、刈取りおよび脱穀・風選作業が終わった後に報酬として収穫物の6分の1を与えるという慣行である。

雇われる労働者は通常夫婦のペアであり、田植えは女性のみが行ない、収穫は夫婦で（その家族が加わることもある）行なう。一組の夫婦に割当てられる面積と区画はあらかじめ決まっており、一筆の圃場（一般には125 *bata* $\approx$ 0.18 ha）のうちの2～4アール程度である。したがって標準的な大きさの圃場では約7組の夫婦が「収穫権」を得ることになる。一筆の圃場における田植えや収穫作業が午前中ないしは昼過ぎに終わることができるようにあらかじめ配分されると言い換えてもよい。同一圃場内に雇われるペアは、雇主の呼掛けに応じて同時に作業を行なうが、雇主やその家族は労働者を監視したり補佐的な作業を行なうだけで作業自体には参加しない。田植え時には食事が振舞われるが、収穫作業時にはその義務はない。複数の圃場を経営する雇主の場合、それぞれの圃場から一区画ずつ同一のペアに割当ててこともある。その場合田植えや収穫作業は同じ日の午後に続けて行なわれることもあるが、日を改めて行なわれることもある。

雇用された労働者が受け取る賃金は収穫物の6分の1であるから、賃金の水準は収量と米価によって変動する（ただし、後述のように雇われる農家の経営

第9表 チュプロカンにおける実効賃金率の試算¹⁾

		ケースa ²⁾	ケースb ³⁾
労働時間 ⁴⁾			
男子(人時)	42		
女子(人時)	73.5		
賃金換算額(ルピア) ⁵⁾	27,615		
労働者受取り			
穀(kg)		119	134
食事(食)		7	7
換算額(ルピア) ⁶⁾		29,708	33,188
格差		8%	20%

注. 1) 125 bata (≒0.18 ha) の水田に7組の男女が雇用された場合を想定。

2) 単収4,000 kg/haの場合。

3) 単収4,500 kg/haの場合。

4) 第7表に示された平均値ではなく、特に詳細な聞き取りを行なった農家の数値を用いた。

5) 男子は360ルピア/時、女子は170ルピア/時で評価。

6) 穀は232ルピア/kgで評価。また田植え時に振舞われる食事については、1食300ルピアで評価。

水田面積は比較的小さく商品化率があまり高くないため、米価変動のリスクは大きくないであろう。さらに中長期的な米価変動に対しては、後述のように分配比率の改定によって調整がなされている)。つまり、収穫が皆無の場合には無償で行なった田植え労働の分だけ損失を被るなどの意味で労働者もリスクを負う制度である。このようなリスク負担というデメリットはあるが、チュプロカンにおいて支払われている実質的な賃金率は、平年作の場合、耕起作業や除草作業などにおける日雇賃金率と比較すると1割から2割程度高いことが試算により明らかになっている(第9表)。第9表では労働者の労働時間は第7表の平均値よりもかなり多めに見積られており、平均値で評価した場合には賃金率の乖離はさらに大きくなるが、しかしその他の要因を考慮すれば⁷⁾、チュプロカンという特殊な雇用慣行の下における賃金支払いは他の農作業に比べて大幅に高いということではなく、せいぜい若干高めというべきである。しかし必ず雇用労働を使用するというこの慣行は、村落の貧困層に雇用機会を提供し、ある

程度の所得を保証する機能を果たしているといえよう（この点は次節で詳しく述べる）。

最後に水稻以外の収穫慣行にふれておこう。まず特殊な慣行が形成されているものとして水田裏作の大豆がある。大豆の収穫は刈取り、乾燥、脱穀・風選の順序で行なわれ、刈取り後2～3日圃場で乾燥し、そして農家の庭先に移し脱穀・風選を行なうのが通例である。これらの作業のうち、刈取りと乾燥はほぼ家族労働だけによって行なわれるのに対して、脱穀・風選という最後の過程には必ず雇用労働が使用される。通常125 *bata* (=0.18ha)からの（大豆の）収穫物につき男女のペアが2～4組雇われ、半日足らずの作業を行なうのであるが、水稻と異なるのは家族労働も作業に参加するという点である。また賃金として1組の男女につき約1.5kgの一定量の大豆が支払われる点⁽⁸⁾、さらに軽食と食事が振舞われる点も異なっている。

大豆の収穫作業への参加によって生ずる付加価値は、水稻のそれに比較してかなり小さく、この収穫慣行が村の所得分配に対して大きな影響力をもっているわけではない。しかし注目しなければならない点は、脱穀・風選に要する労働投入量は刈取りに要するそれとほとんど変わらない（前掲第7表）にもかかわらず、雇用労働が前者にのみ使用されているということである。特別な技術的要因があるとは思えず、おおよそ以下のように考えられよう。すなわち調査村では、農地（特に水田）から得られる最終生産物は共有物であるという観念があり、地縁を中心とし血縁者が加わるような小さな農家の集団で共同で収穫し、収穫物を分けあうという規範を共有してきたということである。水稻作のチュプロカンはもちろんのこと、大豆の収穫慣行も、脱穀・風選というまさに最終生産物が出てくる作業段階において雇用労働を入れる行為のなかに、個別経営の意思を超越するそうした観念ないし規範の共有を見出すことができるのではなからうか。

水稻と大豆以外の作物、すなわちトウモロコシ、キャッサバ、野菜には以上のような特殊な収穫慣行は存在しない。作業は基本的に家族労働だけによって行なわれ、不足する場合にのみ日雇が雇われる程度である。

特に注目されるのが野菜である。野菜の収穫作業は、既に述べたように極めて労働集約的であるにもかかわらずほぼ家族労働だけによって行なわれている。なるほど野菜の場合、収穫後すぐに販売する必要があるからたとえ労働者を雇ったとしても現物支給という賃金支払い形態は適さないであろう。つまり水稻や大豆のように最終生産物を分けあうことは経済合理的ではないであろう。しかし水稻や大豆にみられるような所得共有 (income sharing) 的な意味あいの濃い収穫慣行の存在を考慮すれば、日雇という形ででも相互に雇いあいをしていも良さそうにも思える。検討の余地が多いと思われるが、そうしない理由として以下の3点を仮説的に挙げておこう。第1に、野菜のような新興商品作物にはこうした特殊な収穫慣行を存続させる規制力が働かないこと、第2に、畑には1960年代に国有地の開墾によって利用が始まった新しい土地が多く、伝統的な収穫慣行からは比較的自由であったこと、最後に、野菜は収穫の頻度が高いため⁽⁹⁾、労働の相互調達が技術的に困難であり、またそのための取引費用も高くならざるをえないことである。なお集落Bでは、野菜作に特化したとはいえ水稻や大豆も栽培されており、そこには特殊な収穫慣行が存続している。しかし野菜という新しい商品作物の導入が農作物の収穫を特色づけていた労働力の相互利用と収穫物の分与という慣行のもつ実質的な意義を大幅に減少させてしまったということができよう。集落Bは家族労働中心の農業生産となり、集落Aのいわば共同体的な農業生産と好対照をなすに至っているのである。

(3) 労働市場構造

次に雇用労働がどこから調達されているかという点に議論を移そう。

まずチュプロカンについて。既に述べたように、チュプロカンとは男女のペアにあらかじめ一定の区画を割当て、田植えと収穫作業を全面的に任せたりえて、報酬は収量に応じた比例配分で与えるというシステムであり、分益小作制度に近い制度という見方もできよう。こう考えれば、チュプロカンに参加する農民が雇主と篤い信頼関係をもつ者でなければならないのはある程度当然というべきである。事実チュプロカンに雇われた者は、大部分が雇用者と同じ集落のさらに同じ町内会 (RT) の住民である (第10表)。なお町内会とは行政的に

第10表 チュプロカンにおける雇用の地理的範囲（集落A、RT2の場合）

雇 主 (サンプル数)	水稻作面 積(ha)	雇入れペ ア数	居 住 地				
			集 落 A			他集落	他 村
			RT 2	RT 3	RT 4		
上 層 農 家 (3)	0.85	13.0 (100%)	9.3 (72%)	3.0 (23%)	0.7 (5%)	—	—
下 層 農 家 (6)	0.21	7.5 (100%)	6.8 (91%)	0.5 (7%)	—	—	0.2 (2%)
合 計 (9)	0.42	9.3 (100%)	7.7 (82%)	1.3 (14%)	0.3 (3%)	—	0.1 (1%)

注. 上層農家とは経営面積0.51ha以上の農家, 下層農家とは経営面積0.50ha以下の農家. 下層農家の雇用者のなかに1件だけ見られる他村出身者とは, 他村に嫁入りした娘夫婦である.

決められ, しばしば機械的に分割されたりするものであるので, 正確には近隣農家が大部分を占めるというべきであろう. 聞き取りによれば, 被雇用者は毎年固定されているものではないが, 地縁的なつながりを基本とし親戚関係にある者がこれに加わるという基本構造(大鎌氏の用語を拝借すれば「隣人グループ」⁽¹⁰⁾)ははっきりとしている。

また雇用関係の階層性に着目すれば, 経営規模が1haを超えるような大きな農家がチュプロカンに雇われることはないが, それ以外の農家は, 程度の差はあれ雇い雇われる関係にある。これは土地なし農業労働者世帯が存在しないという調査村の農業構造を考えれば当然のことであろう。第11表によれば非農家や畑作のみの下層農家が雇われた割合は30%にすぎず, 残りの70%は自らも他の場面では雇主となりうるような階層なのである。もちろん相互の労働調達関係といっても, 極く零細な農家はほとんど雇用機会を提供することができず, また複数の圃場をもつ比較的大きな農家は同じペアにより多くの面積を割当てることができるから同一条件での「収穫権」の交換ではない。つまりチュプロカンは, 複雑な相互雇用の様相を呈しつつも集落の貧困層に雇用機会を提供する機能を果たしているといえそうである⁽¹¹⁾。

一方, 日雇に雇われる者はやはり大部分が雇主と同じ村の, とりわけ同じ集

第11表 チュプロカンにおける雇用者・被雇用者関係（集落A、RT2の場合）

雇 主 (サンプル数)	RT2 内の 雇入れペア数	内 訳			
		上層農家	下 層 農 家		非農家
			水稻作農家	畑作のみ	
上 層 農 家 (3)	9.3 (100%)	0.7 (7%)	5.3 (57%)	2.7 (29%)	0.7 (7%)
下 層 農 家 (6)	6.8 (100%)	0.8 (12%)	4.2 (61%)	1.3 (20%)	0.5 (7%)
合 計 (9)	7.7 (100%)	0.8 (10%)	4.6 (59%)	1.8 (23%)	0.6 (7%)
(参考) RT2 の 構 成	32 (100%)	8 (25%)	16 (50%)	5 (16%)	3 (9%)

注. 上層農家, 下層農家の定義は第10表に同じ.

落の近隣世帯に集中している。ただしチュプロカンにおける雇用範囲より若干広く, 例えば隣村に近い圃場の耕起作業には隣村出身者を雇用する例や同じく他集落に近い圃場にはその集落出身の農民を雇う例などがみられる。

以上を総括すると, チュプロカンにおける雇用労働にせよ日雇にせよ, 概念上は雇用労働 (hired labour) であるが実態としてはむしろ賃金支払いを伴う交換労働 (labour exchange with wage payment) であるということができよう。階層間格差を含みつつも, 隣近所の農家が相互に雇用しあう極めて閉鎖的な「労働市場」を形成しているのである。

しかし, 十分な労働力が調達できない場合, 特に9月から10月にかけての耕起作業の時期や, 水稻の収穫, 不耕起耕作, 大豆の播種という一連の作業が短期間に集中する2月には, 他県から移動してくる労働者をしばしば雇うことがある。彼らは40~50km 離れたチレボン県の東部からその東隣りの中部ジャワ州ブルバス (Brebes) 県にかけての平地灌漑農村から数人ずつのグループを作って来村する⁽¹²⁾。調査村ばかりではなく近隣の村にも渡り歩いているという。雇用の仲介者やグループを組織する者は特にはいない。雇主との間には固定的関係はなく, 確実な情報がないままに農繁期を見計らって自らの判断でやって来るのである。20歳代後半から30歳代を中心にした男子ばかりである。

村人は彼らを主に耕起作業に雇う。時には収穫された籾の運搬や、野菜を支える竹製の支柱の製作や取付け作業にも雇うが、水稻の収穫に雇うことは決してない。雇用期間は通常1日であり、村人と同じく朝の6時半から夕方4時頃までである。支払われる賃金は、現物については村人と同じ（食事3回、軽食1回、タバコ5本）であるが、現金については村人の2,000ルピアよりも少ない1,500ルピアにすぎない。しかしこうした賃金格差の存在にもかかわらず、彼ら季節移動労働者が雇われるのは村で労働が調達できなかった場合に限られる。つまり遠隔地の農村間に成立する農業労働市場は限界的な部分にすぎず、また村人の差別的な雇用行動ゆえに歪んだ構造をもっているということができよう。労働需給の不均衡が存在する場合でも、容易には解消する構造になっていないと言い換えてもよい⁽¹³⁾。ただし、付け加えておく必要があるのは、調査村の農民が乾季に近隣村で耕起作業に雇われる際に受取る賃金は村の賃金と同額であるということであり、近隣の村落一円で形成される農業労働市場は競争的に機能していると考えられることである。

注(1) 後に詳しく述べるように、調査村の雇用労働は近隣農家間の相互調達が大部分を占め、実質的には賃金支払いを伴う交換労働という性格が強い。昔は賃金支払いを伴わない本来の交換労働が多かったものと思われるが、いつから賃金が支払われるようになったかについては不明である。しかし農民層分解の進展がこうした変化を促す重要な要因になったものと想像される。なおフィリピンの不在地主地帯では、賃金支払いを伴う交換労働という仕組みが小作農と農業労働者の不在地主に対する総取り分を最大化するための工夫として機能していたというが（高橋〔26〕）、調査村のような在村地主の場合にはあてはまらないであろう。

(2) 川越氏によれば、集落Aの農家の女性の中には、農産物の仲買いなどの夫の兼業を手伝うほかに、集落Bで買い集めた少量の野菜を早朝に近くの町の市場へ卸す商売を行なっている者も少なくない（Kawagoe *et al.*〔16〕）。

(3) 水野〔21〕は、平地灌漑農村においては作物にかかわらず雇用労働比率が高いのに対して、山間部の畑作農村では作物にかかわらず雇用労働比率が低いという報告を行なっているが、こうしたことを前提として考えると、天水田地域にある調査村において作物ごとに雇用労働比率に著しい差が存在するという事実は、極めて興味深いものがある。

(4) 常雇を置く程規模の大きい農家はなく、また所有地も経営地もない土地なし農

業労働者世帯も存在しないという農業構造にも規定されている。

- (5) 畑で栽培される陸稲は直播されるものが多く、田植えは行なわれない。また収穫道具としてはアニアニ（次章注(4)を参照）が用いられ、家族労働によって行なわれることが多いようである。収穫作業に雇用労働を入れている例もあったが、田植えは行なわれないため、それは制度的にはチェプロカンではなくバオン(*ba-won*)である。また収穫労働者の分配比率は5分の1である。なおバオンとは本来は分配比率という意味であるが、わが国では慣例的に原則として誰でもが自由に参加することができ、そして労働者は収穫物の一定比率を与えられるという収穫慣行の意味に用いられてきた。このような収穫慣行は正確にはデルッパン(*de-repan*)と呼ばれる。
- (6) Hayami and Hafid [9] p.97.
- (7) 第1に、後にも触れるように、現行の6分の1という分配比率は1970年代末から80年代半ばまでの米タームの実質賃金率の大幅な上昇に応じて決まったものであり、80年代半ば以降の賃金率の反転（後掲第12表）に対する分配比率の調整はこれまで行なわれていないこと。つまり賃金率の乖離はこうした調整の不十分さ、ないし遅れに起因する可能性が強いことである。第2に、収穫労働者が賃金として受取る扱は未乾燥の扱であり、乾燥作業を追加的に行なう必要があることである（第9表の労働時間にはカウントされていない）。
- (8) こうした現物支払いをめぐるのは、大豆がそのままでは自家消費をしないほぼ完全な商品作物であることから派生する問題が生じうる。つまり自分の経営地で大豆を栽培していない労働者がいた場合、受取った少量の大豆は、取引費用が高すぎて販売に不利であり、価値の実現が困難である。大豆の収穫慣行の存立は、比較的同質な大豆生産農家間で雇いあいをしているからこそ可能なのである。
- (9) 野菜の収穫は、頃合いを見計らって一日（5～8時間程度）で作業を行ない、そして次の収穫適期まで待つという形が通例である。標準的な収穫頻度はキュウリがほとんど毎日、ササゲが3日に1度、ナスとレンチャが1週間に1度、トウガラシが1～2週間に1度である。
- (10) 調査村では、「集落内の一軒の家を中心とする軒と軒を接する20軒前後の地縁的な関係の農家に、世帯主と配偶者の双方の従兄弟までくらの範囲の親戚が加わって構成」される「隣人グループ」が、相互扶助(*gotong royong*)と称して、家の建築や冠婚葬祭などを行なっているのである(大鎌[24])が、労働を雇用しあう関係も、こうした「隣人グループ」が単位になっているといえることができる。
- (11) 非農家がチェプロカンの雇用慣行から排除されているとはいえないが、その割合が小さいのは非農業就業に多忙なためと考えられる。
- (12) CGPRT センターの横山繁樹氏による。

- (13) 農業発展に地域間格差が生じ、労働需給に地域的不均衡が生じた場合、賃金の割安な季節移動労働者を大量に雇うようになるか否かは、村落の雇用関係との関連において極めて興味深い問題である。

西部ジャワ州の農村では、収穫制度がパオンからチェブロカンに変化したり、またパオンが維持される場合でも労働者をより制限するような方向に動いている。すなわち Hayami and Hafid [9] によれば、1970年代末の時点において既に、誰もが収穫労働に参加できる「純粋に開放的な」伝統的パオンは存在せず、パオンは、①原則として同じ村の住民だけが参加でき、一定人数を超えない場合に限る他村出身者も参加できるというシステム、②総人数を規制するようなシステム、③経営主から招待を受けた者だけが参加できるというシステム、のいずれかに変容していたという。われわれの調査村でも、収穫作業に季節移動労働者を雇うなどということは余程大きな労働需給バランスの不均衡が生じない限り考えられないであろう。一定の距離以上に離れた遠隔の農村地域間で生ずる労働需給の不均衡は調整されにくい構造にあると思われる。なお、速水・菊池氏の調査のなかで (Hayami and Kikuchi [10]), スパン県におけるわずか 30 km と離れていない二つの村落の間で、明らかな賃金格差があるにもかかわらず労働移動が起きない事実は、こうした労働市場の不完全性によって説明されるべきであろう。

4. 経済変動下における水稻収穫慣行

国際稲研究所 (IRRI) で開発された IR 5 や IR 8 などの近代的品種が調査村にはじめてもたらされたのは 1976/77 年のことであった。灌漑地域よりも大幅に遅れたとはいえ、調査村ではそれ以来新しい近代的品種が次々に導入され収量も大幅に増加してきたのである。これは、「緑の革命」が水制御はできないが比較的水利条件のよい天水田地域にも及んだことを示唆するものであろう。

一方、調査村周辺地域では、1970年代末以降少なくとも 80年代半ばまで、農業実質賃金率の上昇傾向が観察される。特に、1978年頃からの IR 36 をはじめとする「トビイロウンカ耐性種」(*varietas unggul tahan wereng*) の普及に支えられた米の増産により、80年代前半には米価が相対的にかなり低下し、その結果、少なくとも米タームの実質賃金率は大幅に上昇した⁽¹⁾。こうした稲作部門の成長のほか、さらに潤沢な石油収入に支えられた政府の公共事業の活発

第12表 西部ジャワ州における農産物価格および実質賃金の指数(1976=100)

	農業賃金率 (1)	農 場 価 格			家計支出 (5)	実質賃金 (1)÷(2)	実質賃金 (1)÷(5)
		米 (2)	二次作物 (3)	野 菜 (4)			
1976	100	100	100	100	100	100	100
77	109	111	116	103	108	98	101
78	115	120	117	109	115	96	100
79	129	143	129	131	136	90	95
80	152	161	157	149	164	94	93
81	174	172	166	169	188	101	93
82	196	193	185	218	208	102	94
83	243	233	255	277	253	104	96
84	275	242	266	364	294	114	94
85	309	234	274	457	315	132	98
86	345	278	341	481	348	124	99
87	391	319	409	515	390	123	100
88	430	402	500	522	435	107	99

出所：インドネシア中央統計局 (Biro Pusat Statistik)『農民交易条件調査』(Survei Nilai Tukar Petani), 各年版。

化および工業化の進展に伴う非農業部門の雇用機会の拡大によって労働力需給も逼迫化が進み、実質賃金率の押上げに貢献した⁽²⁾。以上のことは第12表の西部ジャワ州全域に関するデータからも確認されよう⁽³⁾。われわれの調査村においても、1970年代末以降、米価の相対的下落や村外の非農業雇用機会の拡大等のマクロ要因に加え、人口増加率の減少、水稻への近代的品種の導入による土地生産力の増進、同時に進行した野菜作の導入などいくつかの要因が重なり、実質賃金率がかなりの上昇傾向にあったものと考えられる。

本章で論じたい主要な問題は、以上のような調査村やそれを取り巻く地域で生じた経済変動に対し、前章で述べたような水稻収穫慣行がいかなる変質を遂げてきたか(あるいは遂げてこなかったか)という問題である。具体的には、第1には近代的品種の導入によるインパクトであり、第2には実質賃金率の変動に対する収穫労働者の賃金の調整方法である。

第13表は調査村における水稻収穫慣行の変遷である。

第13表 チュプロカンにおける収穫労働者に対する分配比率の変遷

	収穫労働者の分配比率	主な作付品種	収穫道具
1970年代半ば以前	1/6	在来品種	アニアニ
1976/77～1980年代初頭	1/8	IR 5, IR 8	鎌
1980年代初頭～1980年代半ば	1/7	IR 36, <i>Cisadane</i>	鎌
1980年代半ば以降	1/6	IR 64	鎌

IR 5 や IR 8 などの近代的品種が調査村にもたらされたのは、既述のように1976/77年のことであり、それ以前においては在来品種が栽培されていた。当時は鎌ではなく、アニアニ (*ani-ani*)⁽⁴⁾ による穂首刈りが行なわれていた。収穫物は穂が付いたまま保存され、消費する際にはその都度脱穀、籾摺り、搗精が行なわれていた。収穫制度は、当時既にチュプロカンであった。ただし収穫労働者は刈取り以降の作業を行なう必要がなく、分配もまた稲穂の形で行なわれていた。分配比率は6分の1であった。

近代的品種の導入とともにこうした収穫作業過程は大きく変化した。アニアニは鎌に取って代われ、脱穀・風選も同時に行なわれるようになった。しかし収穫慣行自体には何の変化もなかった。チュプロカンのままである。ただし、労働者の分配比率は、労働負担量が増えたにもかかわらず6分の1から8分の1まで一気に低下した。大幅な収量の増加が労働負担の増大と分配比率の低下を相殺してなお余りあったのであろう。

次に、1980年代初頭にはトビイロウンカ耐性種である IR 36 やチサダネ (*Cisadane*)、チタンドゥイ (*Citanduy*) が普及した。このとき収穫技術や収穫慣行には全く変化がなかったが、しかし分配比率は7分の1へ上昇した。近代的品種導入後の品種交替の速度は非常に速く、80年代後半には IR 64 が主要品種となった。分配比率はこの頃6分の1へさらに上昇して、そのまま現在(調査時)に至っている。

以上をまとめれば、調査村では、近代的品種の導入やそれに伴う収量の大幅な増加にもかかわらず、収穫慣行(チュプロカン)は全く変化しなかったということ、そして1970年代末から80年代半ばにかけての実質賃金率の上昇に対

しては、労働者の分配比率を引上げることによって伸縮的に適応してきたことが明らかになったわけである。

村人によれば、チュプロカンという慣行は記憶する限りの昔から定着し、現在まで変化していないという。また収穫労働者が無償で行なわなければならない義務的作業は昔から田植えだけであり、除草作業などが付け加わったということもない。コリアーらが問題にした、収穫の2～3日前に立毛状態の稲をプナバス (*penebas*) と呼ばれる仲買商に一括売却する収穫慣行 (テバサン) への変化は⁽⁵⁾、その兆しさえみられなかったのである。また雇用労働の家族労働への代替という動きも全くみられなかった⁽⁶⁾。チュプロカンという相互雇用による雇用と所得の共有という機能をもつ水稻収穫慣行は、極めて強固な慣行として村落に根付いているといえよう。このことは、農業生産力の発展や商業化の進展によって相互扶助的な農村の慣行が崩壊し、テバサンなどの個人主義的かつ商品経済適合的な制度への転換が起こるという図式が単純には成り立たないものであることを示唆している (調査村の米の商品化率がいまだあまり高くないことが規定要因として働いているのではないか、という見方もできるかもしれないが、その論理によっては、調査村周辺の灌漑地域においてもチュプロカンが存続している事実を説明できないであろう)。ジャワ農村の広い範囲における水稻収穫慣行の分布には明らかな地域差が存在し、また調査村の属するチレボン県の南部からマジャレンカ県一帯はチュプロカンの発祥地であり、そこからいわば「制度の普及」が進行したと推測されること⁽⁷⁾などを考えると、収穫慣行の存立要因については、地域の経済史、社会・文化の伝統等、多くの要素を考慮に入れないと解けないのではないと思われる。収穫慣行の変化をめぐる興味深い研究課題は、まだ緒についたばかりと言わなければなるまい。

そこで、なぜ調査村の収穫慣行がチュプロカンであるのかについてこれ以上の考察を行なう代わりに、本稿では次に、収穫慣行の変化や分配比率の変更がもつ経済的および社会的合理性という論点に議論を移そう。

速水・菊池氏は西部ジャワ州スバン (Subang) 県にある二つの村の水稻収穫慣行の変化の対照性について論じた。両村の収穫慣行は従来はともにパオン⁽⁸⁾

であった。しかし灌漑が整備され農業技術進歩の著しかった一方の村では、収量の著しい増大とともに次第に乖離が大きくなった収穫労働者の賃金の不均衡に対し、バオンの制度はそのままにしながら分配比率を低下させることによって均衡を回復したのであるが、技術停滞的な地方の村（以下「南スパン村」と略称する）では、人口増加等による実質賃金率の低下に伴って拡大した賃金の不均衡の回復のために、分配比率をそのままにしながら制度をバオンからチュブロカンに変化させたのである。つまり分配比率を一定に保ちながらも、チュブロカンへの変更により、田植えや除草、耙耕(harrowing)といった追加的作業を無償で義務づけ、もって賃金率を調整したのである⁽⁹⁾。

両村で起こったことは、結果としてみればともに収穫労働者の賃金率調整にほかならなかったのであるが、なぜ以上のような対応の差が生じたのかという疑問に対し、菊池氏は、「南スパン村」は開拓の歴史が古く、農業構造も比較的平等で村人の間に相互扶助や所得共有の精神が定着していたため、分配比率を下げるという行為に対する社会的抵抗が強かったとしている⁽¹⁰⁾。経済学の用語を使えば、分配比率を低下させるための取引費用(transaction cost)が無視できない程高く、その代替手段として、追加的な作業を課すという、より取引費用の低い方法が採用されたというのである。

以上の議論を前提とすれば、われわれの調査村が「南スパン村」にも似た緊密な社会関係をもつと思われるにもかかわらず⁽¹¹⁾、1970年代半ば過ぎに近代的品種の導入とともに生じたであろう収穫労賃の不均衡に対し、制度の変更ではなく、分配比率を6分の1から8分の1に切下げることによって調整が行われた事実はいかに説明されるのであろうか。問題は、分配比率を下げるという行為に対する社会的抵抗が弱かったのはなぜか、例えば「南スパン村」と同じように収穫労働者に田植え以外の作業（除草や耙耕など）を新たに義務づけるという形で賃金率調整が行われなかった理由は何かということである。

第1の理由としては、収穫労働者が抵抗を感じるのは分配比率の低下それ自体ではなく、受取る収の絶対量の減少であるということが考えられる。「南スパン村」では収量が停滞していたため、分配比率の削減が行われたとすれば、

それは労働者の受取る収の量の減少に直結したであろう。チュプロカンへの変更によって、労働時間の延長という新たな負担を課してでも、支払う収の絶対量を減らさないことが社会的抵抗を和らげる方法だったということができよう。これに対し、調査村では近代の品種の導入によって収量が増大したこと、また刈取り以外に脱穀・風選という追加的作業が加わったこともあって、分配比率の減少にもかかわらず収穫労働者の受取り量は減少しなかった（ないしは増加した）と思われるのである。また第2の理由としては、チュプロカンにおける比較的同質な農家間の相互雇用という既述のような構造、つまり労働者は同時に他の場面では雇主でもあるという構造が分配比率の低下に対する社会的抵抗を弱めたと考えられよう。土地なし農業労働者階層が形成されていないことが水田の経営主と雇われ労働者との利害対立を深刻なものにしなかったということである。

一方、1970年代半ば以降の分配比率の上昇は米タームの実質賃金率の上昇に対応した調整であった。当該期間には水稻の単収もかなり上昇したものと思われる、それに伴う収穫労働時間の増加が小幅にとどまったものと仮定するならば、分配比率の上昇は、収穫労働者の労働時間当たりの収受取り量が大幅に増加したことを意味するものであろう。しかし分配比率の8分の1から7分の1、6分の1への引上げが米タームの実質賃金率の上昇に即応した変更であったことを厳密に証明する資料は残念ながら得られなかった（農業雇用賃金率、米価、単収、そして田植えと収穫の作業労働時間の過去の正確な数値が得られなかったからである）。とはいえ、なぜ分配比率が引上げられねばならなかったかという質問に対し、村人はそうしなければ労働者が集まらない（または不満が生ずる）からだと答えたのであり、間接的証拠にすぎないながらも、これは分配比率の引上げが収穫労働の賃金率調整であったことを強く示唆するものであろう。

このような実質賃金率の上昇局面では、分配比率の変更に対する社会的抵抗は比較的弱かったであろう。分配比率を8分の1から7分の1、6分の1へと段階的に引上げるその方法は、日雇賃金率の調整等に比較して、賃金率の調整

機構としては機動性を欠くくらいがあろうが、ここではむしろ、分配比率という一種の価格機構の伸縮性に注目するべきであろう⁽¹²⁾。水稻收穫慣行は、伝統的な制度であるにもかかわらず経済変動に敏感に適応しているものであり、こうした経済合理性こそが制度の存続を可能にする一つの重要な条件であるということが出来るのではなかろうか。

最後に第12表に示した1980年代後半の米タームの実質賃金率の動き、つまり80年代前半とは一変して米価が名目賃金率よりも大幅に上昇するという動きからみて、現在の6分の1という分配比率が今後さらに上昇するとは考えにくく、むしろ再び7分の1へ引下げようような圧力の方が強いものと思われる。なおこの間の名目賃金率の相対的下落は、1983年以降の石油輸出収入の激減に起因するインドネシア経済の全般的不振に大きく影響されたものである。

(補論) 分益小作制度と收穫慣行

最後に補論として、水稻收穫慣行が分配比率の調整を通じた極めて伸縮性の高い制度になっていることと比較しつつ、分益小作制度の分配に関する取り決めの伸縮性について考察しよう。

はじめに調査村の小作制度について簡単に述べておこう。集落Aでは水田の小作契約は分益制(*maro*)が多い。種子、化学肥料、農薬などの購入経常財の費用を地主と小作農で等しく分担するという条件で⁽¹³⁾、生産物を折半するものである。天水田では通常水稻と大豆の二毛作が可能であるが、以上の取決めは両方の作物に対して適用される。他方、集落Bでは水田、畑とも定額制(*sewa*)が多い⁽¹⁴⁾。定額制の下では、小作農は一定量の穀または現金を地代として支払う。地代の支払いは、貸借の契約時に行なう場合と作物の收穫後に行なう場合とがある。水田の場合、年間小作料は通常125 *bata*($\approx 0.18\text{ha}$)当たり穀250～300kgが相場である。前掲第1表に示されているように定額小作料は分益小作料に比してかなり低いが、これは多くの地域で広範に認められる現象であり、特に驚くに当たらないであろう。定額制の場合、小作農が危険負担を全面的に負わなければならないこと、また事前に資金が必要であること等を考慮すれば、

その差のある程度の説明は可能であろう。

さてここで注目しなければならない点は、小作制度が分益制の場合、地主と小作農は、チュプロカンの下での収穫労働者の取り分（調査時には6分の1）を差引いた残りについて折半するという事実であり、したがって、地主の生産物に対する取り分は2分の1（50%）ではなく、12分の5（42%）であるということである。これは、収穫労働およびそれに義務的に付随する田植え労働に係る費用についても、経常財とちょうど同じように、地主が費用の半分を負担していることを意味する⁽¹⁵⁾。水田裏作の大豆についても同様であり、脱穀・風選作業の際雇用労働者に支払われる一定量の大豆は、地主と小作農の間で折半される前に控除される仕組みになっている。ただし、既に述べたように125 *bata* 当たり通常夫婦が2～4組雇われるなかで、1組当たり約1.5 kg という支払いは量的に極めて小さく、収量の2～4%程度が労働者に現物給付されるにすぎない。水稻のその比率が約17%であることと比較すると、地主の取り分に対する影響は大きくない。大豆の場合、地主の取り分は生産物の48%程度である。

以上のような分益小作制度と収穫慣行の連関による地主と小作農の取り分の決定は、ただちに地主から小作農への所得移転を意味するものではない。議論の余地が残るとはいえ⁽¹⁶⁾、基本的には、生産物の42%（大豆の場合48%）という水準が、土地に対する機能的分配、すなわち競争的な地代水準である可能性が高いからである。経済が定常状態に長くある場合には特にそうであろう。しかし、分益小作制度と収穫慣行の連関というこの制度的仕組みは、前者が後者に比較して経済変動に敏感には動かないとすれば興味深い現象を引き起こすであろう。例えば収穫慣行がバオン（分配比率6分の1）から日雇に変化したがかしかし分益小作制度の仕組みが変わらなかったとすれば、地主の取り分は42%から50%へ増加するであろう。またバオンの分配比率が6分の1から5分の1に引上げられたがかしかし分益小作制度下の小作料率に変化がなかったとすれば、地主の取り分は42%から40%に低下するであろう。分益小作制度が、バオンやチュプロカンという収穫慣行の下で、収穫労働者の労賃の地主・小作農間の費

用分担を内包している限りこうした現象は不可避免的に生ずるのである。

応用問題として一つの例を挙げよう。先に引用した速水・菊池氏の「南スパン村」では、農業技術革新の停滞、人口の増加という状況下で農業賃金率が下落したが、おそらくマルサスの意味で土地分配率は上昇する局面にあったと思われる。村では、既述のようにパオンの分配比率を引下げる社会的抵抗が強かったため、収穫慣行をパオンからチュプロカンに変更することによって賃金率調整が行なわれた。しかし仮にこの村が小作関係の発達した村であったならば、パオンからチュプロカンへの変更という調整方法は採用されなかった、あるいは少なくとも地主の抵抗が大きかったと考えられるのである。チュプロカンへの変更によっては、土地分配率の上昇局面にあるにもかかわらず地主の取り分が全く増加しないからである。

このことを順を追って少し詳しく説明しよう。

まず第14表は、収穫制度がチュプロカン、パオン、日雇のそれぞれの場合について労働者、小作農、地主の所得を示す表である。簡単のため以下の仮定をおいている。すなわち収穫と田植えだけに雇用労働が使用され、他の作業は小作農が自家労働で行なうということ、また経常財や資本財の投入はないということである。

いま初期（0期）において収穫制度としてパオンが行なわれ、分配比率が θ_0 であったものとしよう。このときの所得分配は第15表の最上欄に示されている。

次に、一定期間の経過後（1期）、収量が不変（ Y ）のままに市場賃金率が w_0 から w_1 に下落したものとしよう（これは「南スパン村」で実際に起こったことである）。このとき収穫制度（パオン）と分配比率（ θ_0 ）が以前のままであれば、収穫労働者の受取り賃金は市場賃金よりも多くなり、不均衡が生ずるであろう。この不均衡を回避する手段として、①パオンをチュプロカンに変更する（分配比率 θ_0 は変えず、代わりに収穫労働者に無償の田植え労働を義務づける）場合、②パオンの分配比率を θ_0 から θ_1 へ引下げる場合、③パオンを廃止し日雇に置き換える場合、を想定しよう。

このとき、0期と1期の地主、小作農、労働者の所得分配とその変化を整理

第14表 異なる収穫制度下における地主、小作農、労働者の所得分配

	チュプロカン	パオン	日雇
労働者	$\theta'_0 Y$	$\theta_0 Y + w_0 t_p$	$w_0(t_p + t_h)$
小作農	$(1-\alpha)(1-\theta'_0)Y$	$(1-\alpha)(1-\theta_0)Y - w_0 t_p$	$(1-\alpha)Y - w_0(t_p + t_h)$
地主	$\alpha(1-\theta'_0)Y$	$\alpha(1-\theta_0)Y$	αY

注(1) Y : 収量, θ'_0 : チュプロカンでの収穫労働者の分配比率, θ_0 : パオンでの収穫労働者の分配比率, α : 小作料率 (収穫労働者の取り分を差引いた後の地主の取り分), w_0 : 賃金率, t_p : 田植えに要する労働時間, t_h : 収穫に要する労働時間.

(2) 単純化のために経常財や資本財の投入はないものとし, 小作農は田植えと収穫作業は雇用労働で行ない, その他の作業についてはすべて自家労働によって行なうものとした。またチュプロカンにおいて収穫労働者が行なわなければならない収穫作業以外の義務的作業は田植えのみとした。

第15表 異なる賃金率調整方法下における地主、小作農、労働者の所得分配の変化(1)

	0期	1期	差(1期-0期)
初期状態(0期)…収穫制度はパオン			
労働者	$\theta_0 Y + w_0 t_p$		
小作農	$(1-\alpha)(1-\theta_0)Y - w_0 t_p$		
地主	$\alpha(1-\theta_0)Y$		
変動後(1期)			
①収穫制度をパオンからチュプロカンに変更した場合			
労働者	$\theta_0 Y$		$-w_0 t_p$
小作農	$(1-\alpha)(1-\theta_0)Y$		$w_0 t_p$
地主	$\alpha(1-\theta_0)Y$		0
②収穫制度をパオンのままにして分配比率を θ_1 へ削減した場合			
労働者	$\theta_1 Y + w_1 t_p$		$(\theta_1 - \theta_0)Y$ $+ w_1 t_p - w_0 t_p$
小作農	$(1-\alpha)(1-\theta_1)Y - w_1 t_p$		$-(1-\alpha)(\theta_1 - \theta_0)Y$ $- w_1 t_p + w_0 t_p$
地主	$\alpha(1-\theta_1)Y$		$-\alpha(\theta_1 - \theta_0)Y$
③収穫制度をパオンから日雇へ変更した場合			
労働者	$w_1(t_p + t_h)$		$w_1(t_p + t_h)$ $- \theta_0 Y - w_0 t_p$
小作農	$(1-\alpha)Y - w_1(t_p + t_h)$		$- w_1(t_p + t_h)$ $+ (1-\alpha)\theta_0 Y + w_0 t_p$
地主	αY		$\alpha\theta_0 Y$

したものが第15表の下欄である。いま労働市場が完全に調整されるという仮定をおけば、第15表における労働者の1期の所得は①～③のいずれの調整方法を採用してもすべて等しいはずである。したがって、

$$\theta_0 Y = \theta_1 Y + w_1 t_p \quad \cdots \cdots (1)$$

$$\theta_0 Y = w_1 (t_p + t_h) \quad \cdots \cdots (2)$$

が成立する。

(1)を変形すると、

$$(\theta_1 - \theta_0) Y = -w_1 t_p \quad \cdots (3)$$

である。

こうして(2)、(3)式を代入して第15表の最右欄を整理すると第16表が得られる。第16表は、①～③の賃金調整方法の違いによって三者の所得の変化分がいかなる値をとるかを示している。例えば①の場合、労働者は $w_0 t_p$ だけ所得が減少するのに対し、小作農の所得は $w_0 t_p$ だけ増加し、また地主の所得は変わらないことを示しているのである。

表の結果を直感的に理解しようとするならば、以下のようになるであろう。すなわち①は、賃金調整を行なうことによって浮いた所得($w_0 t_p$)がすべて小作農に帰属する極端な場合である。収量一定の下で収穫労働者の分配比率も小作料率も変わらないのであるから、地主の取り分が変わらないのは当然であり、収穫労働者の所得の下落が、経営費の節減を通じて小作農の所得増加につながっているのである。次に、①を基準にして②を考えてみよう。①はチュブロンへの変更を行なう場合であるから、②のバオンとの違いは、田植え労働の費用を地主が分担するか否かにある。すなわち①は田植え労賃($w_1 t_p$)の一部(負担割合は小作料率 α に等しい)も地主が負担する制度への変更であるのに対して、②はそうではない。したがって小作農の所得に注目すれば、②は①よりも地主の田植え労賃分担分である $\alpha w_1 t_p$ だけ小さくなるわけである。同様にして、③は①よりも $\alpha w_1 (t_p + t_h)$ だけ小さくなるケースである。

他方、地主、小作農、労働者の三者の所得変化の符号条件は、簡単な計算により特定できる(第16表)。いま小作農の所得変化に着目すれば、①、②におい

第16表 異なる賃金率調整方法下における地主、小作農、労働者の所得分配の変化(2)

	ケース①	ケース②	ケース③
労働者	$-w_0 t_p$ (-)	$-w_0 t_p$ (-)	$-w_0 t_p$ (-)
小作農	$w_0 t_p$ (+)	$w_0 t_p - \alpha w_1 t_p$ (+) ¹⁾	$w_0 t_p - \alpha w_1 (t_p + t_h)$ (±) ²⁾
地主	0 (0)	$\alpha w_1 t_p$ (+)	$\alpha w_1 (t_p + t_h)$ (+)

注(1) $w_0 t_p - \alpha w_1 t_p \geq w_0 t_p - W_1 t_p > 0$

(2) 通常 $w_1 > \frac{1}{\alpha} \cdot \frac{t_p}{t_p + t_h} w_0$ であるから負値をとる。例えば $\alpha = 0.5$, t_p

$= 158$, $t_h = 358$ (第7表) とすれば $\frac{1}{\alpha} \cdot \frac{t_p}{t_p + t_h} \doteq 0.15$ となる。

ただし、ケース①…収穫制度をバオンからチュプロカンへ変更する場合。

ケース②…収穫制度をバオンのままにして分配比率を θ_0 から θ_1 へ引下げる場合。

ケース③…収穫制度をバオンから日雇へ変更する場合。

ては正であるが、③においては通常負になることがわかるであろう。小作農の所得が労働所得だけで構成されているものと仮定すれば賃金率下落の下では小作農の所得も減少するはずであり、理論的には①よりも②、②よりも③が選択されるはずであろう。しかし実際に「南スパン村」で生じたのは最もありうべきでない①であった。

こうした一見不合理な現象が生じたのは、「南スパン村」が小作地率が12%にすぎない「自作農村」であり、また小作形態のなかでも分益小作が少ないことに起因するものである⁽¹⁷⁾。つまり、自作農は機能上地主と小作農を合わせた存在であり、混合所得の変化という観点からみれば①～③の選択は無差別だったのである。こうした事情が背後にあったうえで、現実には社会的抵抗の最も少なかった①が選択されたというべきであろう。

さて、われわれの調査村の場合には、初期条件がバオンかチュプロカンかの違いがあるものの、一貫して上記②の選択がなされてきた。第16表によれば、小作農の所得は、賃金率下落にもかかわらず上昇するケースであり、地主と小作農の分配には明らかに不均衡が生ずるはずである。詳しい計算は省略するが、こうした調整方法（つまりチュプロカンという制度はそのままにして分配比率

を変更する方法)を採る限り、賃金率上昇局面では逆に小作農に不利な分配が生ずることになる。

調査村周辺では1970年代末から80年代半ばまで実質賃金率は大幅な上昇傾向にあり、それに対して収穫慣行の分配比率はかなり敏感に反応してきた。しかしながら、小作条件すなわち小作料率(50%)や経常財の費用分担の取り決めについては全く変化がない。小作条件が非伸縮的であることは、他の条件が変わらないとしても、地代に対する賃金の相対的下落時には小作農に有利に働き、逆の時期には地主に有利に働くことを意味している。ところがさらに、収穫慣行における分配比率の改定は上述の制度的連関を通じて地主・小作農間の分配の不均衡を助長するような方向への変化を導いてしまうのである。例えば、賃金率の相対的上昇局面(仮に他の条件一定で、分配比率が6分の1から5分の1への上昇に相当する賃金率上昇局面を考える)において、小作農の生産物に対する取り分は、①収穫労働者の賃金率調整が行なわれなかった場合、42%のままであり、小作農は自家労働投下分に対する賃金率上昇の恩恵を受けることができなくなってしまうのであるが、さらに②収穫労働者の賃金率調整が行なわれた場合には、42%から40%へ逆に減少するのであり、小作農は一層不利な分配に甘んじなければならないのである。

総括しよう。分益小作制度における契約条件が経済変動に対して非伸縮的であり、それが収穫慣行における労働者の分配比率の伸縮性と同時に存在しているとすれば、上記の仕組みを通じて地主、小作農の分配問題を増幅する可能性が生じるであろう。一般に土地改革の是非に関する評価を行なう際には、小作制度の静学的な効率・非効率を問題にするだけでなく、経済の中長期的な変動のなかで、地主・小作農間の分配の取り決めが制度的にいかにも調整されるものであるかという点が重要であると考えられる(新技術の採用に適合的な取り決めの創出といったことも含まれる)。しかしここで想定しているように、分益小作制度下における小作条件が相対的に非伸縮的であるとすれば、経済発展過程における実質賃金率の上昇局面において、分益小作制度が分配問題を惹起し、経済成長の一つの桎梏となりうる可能性を否定することはできない

のである（しかしながら、以上の問題についての実証研究は著しく不足しており、例えば分益小作から定額小作への変化による問題の回避の可能性なども考えられ、今後の研究が待たれるところであろう）。一般論としていえば、収獲慣行も小作慣行も、ともに小さな経済変動に対して変化しないようなある種の頑強性を有する慣習であるとすれば、問題はこうした農村諸制度の慣習としての強固さと経済合理性との緊張関係の大小如何にあらう。そしてこうした緊張を調整していく方法は、多分に農村の農業構造や社会関係のあり方に規定されるものであり、実証研究によって具体的に、また類型的に明らかにされるべきものといえよう。

注(1) 調査村に近いチマヌク（Cimanuk）川流域の7カ村において、農業経済調査所（Agro-Economic Survey）が収集したデータによれば、1977年から83年には、デフレータとして米価を用いた場合、農業実質賃金率は年率7.2%という大幅な上昇がみられた。またデフレータとして9品目の主要商品価格（米、塩漬けの魚、ココナツ油、砂糖、食塩、ケロシン、石鹼、布地、バティックの9品目。ウェイトはインドネシア中央統計局と同じものを採用）を用いた場合でも、年率1.5%の上昇であった（Mazumdar *et al.* [20]）。また1978年以降の農村経済の成長について楽観的な展望を描いてみせた Collier *et al.* [4] も参照のこと。

(2) Manning [19] は、1976年および1983年のチマヌク川流域の6カ村の労働力調査の結果、この間の大幅な米の増産にもかかわらず、労働需要の増加分の大部分は都市部における非農業雇用であったことを強調している。

(3) 第12表にも示されているように、米タームの実質賃金率の上昇傾向は明らかであるが、一般物価（ここでは農家の家計支出の物価）をデフレータとして用いた場合には、ほぼ横ばいないし若干低落気味である。ただし、デフレータを構成する消費財のウェイト付けの問題、特に米のウェイトを低く見積りすぎている可能性があるという指摘に注目しなければならない（Godfrey *et al.* [8]）。

(4) 木切れに粗末なブリキの刃をつけただけの穂首刈り用の簡単な収穫道具。

(5) Collier *et al.* [3]。

(6) 高橋 [26] によれば、フィリピンの中部ルソンでは、「緑の革命」という技術変化と農地改革による小作権の強化という変化を契機として、農業の労働編成が雇用労働中心から家族労働中心へと変化したという。高橋氏はこれを「農民化」と呼んでいる。

(7) Hayami and Hafid [9] p.99.

(8) 前章注(5)参照。

- (9) Hayami and Kikuchi [10] pp.171-208.
- (10) Kikuchi [18] がこの点を明示的に述べている。
- (11) 大鎌 [24] は行政村組織、農業技術普及組織 (*kelompok tani*)、婦人会 (*PKK*) その他の官製団体、無尽講 (*arisan*)、相互扶助活動 (*gotong royong*) 等の農村諸組織の分析を通じ、調査村の社会構造の解明を行なっている。併せて参照されたい。
- (12) 大野 [25] は、インドのハリヤーナ州の氏の調査村では収穫労働者への分配比率が非常に安定的であり、慣習として極めて強固であることを報告している。調査村との際立った対照性に注目されたい。
- (13) ただし噴霧器の賃貸料については小作農の全額負担である。
- (14) 両集落で主要な小作制度が異なる理由は不明である。定額制を分益制よりも近代的契約関係を重視した商品経済的な性格の強いものととらえ、したがって親戚間の小作契約には分益制が多いはずであるという仮説も、定額制の多い集落Bの方がかえって親戚間の賃借が多いという事実によって棄却された。集落Bにおける野菜作の導入という農業における商品経済の浸透が関係しているのかもしれない。
- (15) 一般的に定式化するならば、小作料率（収穫労働者の取り分を差し引いた残りの生産物に対する地主の取り分）が α のとき、収穫労働者の雇用労賃に対する地主の負担割合も α である。
- (16) 藤本 [5] は、「相互扶助的な雇用慣行は、小作田の場合は、実は小作制度に立脚することを示している」(112ページ)とし、総収量のなかから収穫労働者の取り分が最初に支払われ、残りを地主と小作農との間で折半するという慣行のもつ分配上の意義を強調している。また生産関数の計測から計算された土地の限界生産力よりも実際の地代率が低いことを指摘し、「マロ（分益）小作制度は、支払い小作料を土地の経済的貢献度より低い水準に抑えることによって、土地に帰属する報酬を地主、小作農および労働者という三者で「所得共有」することを可能にしている」(127ページ)とし、所得が地主から小作農と労働者に移転されているという立場をとっているのである。しかし、氏の主張の論拠であるコブ＝ダグラス型生産関数の計測から得られた土地の生産弾力性（したがって分配率）は、R. D村で0.75、R. E村では0.78であり、あまりに過大であると言わざるをえないであろう。
- (17) Hayami and Kikuchi [10] p.178.

5. 結 語

本稿は、インドネシア西部ジャワ州の一天水田農村を事例にして、農業生産における労働力利用構造を明らかにするとともに、雇用慣行、とりわけ収穫慣行に焦点を当てて、その実態と村落の社会・経済上の意義、さらに経済変動に対する慣行の反応性について論じてきた。むろんこれらは単なる一つの村の事例にすぎず、到底一般化できるものではない。しかし、天水田地域におけるこうした観点からの研究がこれまでほとんど行なわれてこなかった（少なくともわが国には紹介されてこなかった）ことを考慮すれば、本稿が仮説的にも天水田地域の特徴を提示しようと努めてきたことには少なからぬ意義を見出せるのではないかと考える。最後に、冒頭に提示した二つの課題に対し、本稿の考察から得られた結論と残された課題を整理して結びとしよう。

第1の課題は、農業生産における労働力利用構造や雇用慣行の、灌漑が未整備な天水田（畑）地域における特質は何かということであった。

まず第1に、ある程度当然のことではあるが、平地灌漑地域に比較して農業の労働吸収力が小さく、したがってまた所得稼得力も小さいということである。調査村周辺の灌漑地域では、水稻二作に乾季の大豆が加わるという集約的な土地利用が実現しているのに対して、調査村では、天水に依存しているため、雨季の前半には水稻が作付けできるものの、後半は大豆の作付けが通例であり、また乾季には休閒を余儀なくされているからである。また畑における労働吸収力や所得稼得力は、伝統的な畑作物すなわち陸稲、大豆、トウモロコシ、キャッサバなどが作付けされる場合には、天水田よりもさらに小さい。かくして農家は、不足する所得を補うために農産物や農業資材の流通や建設関係を中心とする兼業に従事したり出稼ぎに出たりする必要に迫られるのである。あるいはそうでなければ、集落Bのように、野菜などの園芸作物の導入等が不可欠である。

第2に注目しなければならないことは、平地灌漑地域に比べ、農業構造に大

きな差異がみられるということである。すなわち、調査村では、農業労働所得を主な所得源とする土地なし農業労働者世帯は存在せず、また地主小作関係は発達しているものの、0.5 ha 以下の零細経営農家がひしめきあう比較的フラットな農地分配構造を形成していることである。こうした構造上の特質は、基本的には前述の農業生産力の低位性に規定されたものと考えられる。

第3に注目すべき点は、平地灌漑農村においては農業の雇用労働比率が著しく高く、他方、山地畑作農村においてはほぼ家族労働だけによって行なわれているという傾向（水野〔21〕）が一般的であるとするならば、天水田が中心で畑が混在するような、いわば中間的な地域にある調査村の場合、農業の労働編成も両者の中間的な性格を帯びているということである。端的にはそれは作物ごとに雇用労働比率が著しく異なるということ、すなわち天水田の作物においては約半分が雇用労働であるのに対し、畑作物においてはそれは2割にも満たないということである。畑作物は家族労働だけによって生産しようとする原理の下にあるが、水田作物はそうではない。換言すれば、水稻には、農民をして必ず雇用労働を使用せしめるような田植え労働とセットになった特殊な収穫慣行が存在し、また水田裏作の大豆にも、実質的意義は乏しいものの、収穫の最後の過程において必ず雇用労働を使用するような慣行が存在している。このような特殊な収穫慣行は、水田から産出される最終生産物は集落の近隣世帯の共有物であり、収穫作業を通じてそれを分配しなければならないというようなある種の規範の共有に支えられたものであるように思われる。

第4に、水稻や大豆の収穫慣行における雇用関係を具体的にみると、それは同一集落に住む近隣農家が相互に雇用しあっている関係である。しかし、こうした相互雇用の構造も、もう一步立ち入ってみると、零細規模農家がより多く雇用されていることがわかる。また収穫以外の作業における日雇形態の雇用労働も、その雇用関係は、若干参集範囲が広いとはいえ、基本的には以上と同じ構造にある。農業における雇用労働は、相互の労働交換という機能とともに、集落の相対的に貧しい農家層に対して雇用と所得稼得の機会を一定程度確保する機能をもっているということができよう。したがって、また、農繁期におけ

る一時的な労働力不足に対しても、移動費用と失業のリスクを自ら負担して来村し、かつ安い賃金をも受け入れるような他県からの季節移動労働者を雇うより先にできるだけ村人を雇おうとする行動がみられるのである。よそ者の移動労働者が水稻の収穫慣行に参加できないのは以上のことから当然であるということができよう。

最後に、しかしこうした相互扶助的な雇用慣行による人口扶養力はあまり大きくない。人口が急速に増加していた頃には、水稻の生産力が低くまた野菜の導入もなかったことが相俟って、多くの人口を都市や開拓の新しい平地灌漑地域に排出してきたものと推察される。土地なし農業労働者層の欠如という調査村の今日の状況は、こうして生まれたものと考えられるのである。

本稿の課題の第2は、近代的品種の導入や実質賃金率の大幅な上昇などの村落内外の経済変動下において、相互扶助的な水稻収穫慣行がいかに変化してきたかという問題であった。

調査村では、チュプロカンという水稻収穫慣行は、1970年代半ば以降に生じた近代的品種の導入による生産力の大幅な上昇、米商品化率の増大、アニアニから鎌へという収穫技術の変化といった水稻生産をめぐる一連の激変にもかかわらず、制度的には全く変化せずに今日に至っている。チュプロカンは、極めて強固な慣行として村に根付いているというべきである。これは、農業生産力の発展や商業化の進展によって、相互扶助的な農村の雇用慣行が崩れてしまうという図式が単純には成り立たないことを示唆するものであり、また例えば中部ジャワ州ではテバサンへの変化が広くみられることなどから、経済的要因ばかりでなく、地域の歴史や社会・文化的要因等も深く関係しているものと思われる。蛇足ながら、確実にこうした収穫慣行が変化するであろうと思われる動因は、コンバインの導入などの収穫過程の機械化であろう。おそらくそれは重化学工業の発展による農村労働力の激しい吸収という根本的な経済変化を待たねばならないであろうが、雇用労働への全面的依存システムから家族労働だけのシステムへの転換というその過程が、村落社会の旧来の仕組みとの相克のなかでいかにして生ずるのかということが、遠い将来のことではあろうが興味あ

る問題となるであろう。

一方調査村では、チュブロカンに雇われた労働者が受け取る賃金はほぼ「市場賃金」と等しく、しかも分配比率の増減を通じて、名目賃金率や米価、単収の変動に沿って極めて敏感に調整されていることが明らかになった。伝統的な相互扶助的雇用慣行といえども、経済合理性を欠いたのでは存続できないし、逆にいえば、経済合理性に沿った形で調整されてきたがゆえに存続してきたのである。またそういう観点からすれば、補論において示唆したように、分益小作制度の下に決っている地主と小作農の分配が経済変動に対して敏感に調整されていないという事実はいかに解釈されるべきであろうか。従来、分益制と定額制の得失に関する研究は、リスクの分散や、労働の適正な投下に対する小作農の側のインセンティブ、あるいは地主の側の強制コスト(enforcement cost)などの理論的考察に集中するきらいがあり、分益制の下での分配率の水準それ自体についてはほとんど言及されてこなかったのである。これは土地制度上の一つの重要課題として残されているといえよう。

最後に、上述の水稲収穫慣行の安定性の問題と関連して、調査村の野菜の収穫における労働編成の意味をどうみるかという問題が残る。新興商品作物である野菜が本格的に導入された一方の集落においては、農産物の収穫を近隣農家と一緒に行ない、収穫物の一部を分与するという慣行の持っていた象徴的意味と実質的機能がほぼ失われてしまったといえるからである。水稲や大豆の収穫慣行の基礎にあると思われる村落社会の相互扶助的性格、つまり農民間のそうした規範の共有とは意外なまでに脆弱なものである可能性を残している。

〔引用文献〕

- 〔1〕『アジア経済』第18巻第6/7号（特集「アジア農村における雇用労働力」），1977年6/7月。
- 〔2〕アジア経済研究所『経済協力効果研究報告書 ASEAN（II）（マレーシア・インドネシア）基礎資料編』，1989年3月。
- 〔3〕Collier, William L.; Wiradi Gunawan; and Soentoro. "Recent Changes in Rice Harvesting Methods: Some Serious Social Implications." *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 9 (July 1973): 36-45.

- [4] Collier, W.L. *et al.* "Acceleration of Rural Development in Java." *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 18 (December 1982): 84-101.
- [5] 藤本彰三「土地制度の実態と小作経営」(松田藤四郎・金沢夏樹編『ジャワ稲作の経済構造』, 農林統計協会, 1987年)。
- [6] 福家洋介「西部ジャワの出稼ぎ農民」(『アジア研究』第32巻第3/4号合併号, アジア政経学会, 1986年1月)。
- [7] Geerze, C. *Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*. Berkeley: University of California Press, 1963.
- [8] Godfrey, Martin; Swenson C. G.; and Kasryno Faisal. *Agricultural Real Wage Trends, East and West Java 1983-1988: A Comparison of BPS and Patanas Data*. Boston: Boston Institute for Developing Economies, DSP Research Memo #37, September 1988.
- [9] Hayami Yujiro, and Hafid Anwar. "Rice Harvesting and Welfare in Rural Java." *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 15 (July 1979): 94-112.
- [10] Hayami, Y., and Kikuchi Masao. *Asian Village Economy at the Crossroads: An Economic Approach to Institutional Change*. Tokyo: Tokyo University Press, 1981.
- [11] Hugo, Graeme J. *Population Mobility in West Java*. Yogyakarta: Gadjah Mada University Press, 1978.
- [12] 金沢夏樹「もう一つの稲作社会——分配社会ジャワの場合——」(日本拓殖学会編『農業開発の課題——経済・技術・社会——』龍溪書舎, 1988年)。
- [13] 加納啓良「ジャワ農村経済史研究の視座転換——「インボリューション」テーゼの批判的検討——」(『アジア経済』第20巻第2号, アジア経済研究所, 1979年2月)。
- [14] 加納啓良「インドネシアにおける「土地なし」農村地帯の存在形態」(滝川勉編『東南アジア農村の低所得階層』アジア経済研究所, 1982年)。
- [15] 加藤剛「インドネシアの都市にみる種族結合——ネットワークと同郷会——」(『東南アジア研究』第23巻第4号, 京都大学東南アジア研究センター, 1986年3月)。
- [16] Kawagoe Toshihiko; Fujita Koichi; Yokoyama Shigeki; Wayan Sudana; and Amar Kadar Zakaria. *Role of Secondary Crops in Employment Generation: A Study in a Rain-fed Lowland Village in Indonesia*. Bogor: ESCAP CGPRT Centre and Bogor Research Institute for Food Crops, December 1989.
- [17] Kawagoe, T.; Ohkama Kunio; and Bagyo Ali Sri. *Rural Organizations and Group Activities of Farmers: A Study in a Rain-fed Lowland Village in Indonesia*. Bogor: ESCAP CGPRT Centre and Bogor Research Institute for Food Crops, May 1990.
- [18] Kikuchi, Masao. "Changes in Rice Harvesting Systems in the Philippines and

- Indonesia: Village Structure and Choice of Contractual Arrangements." *Developing Economies* 19 (September 1981): 291-313.
- [19] Manning, Chris. "Rural Economic Change and Labour Mobility: A Case Study from West Java." *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 23(December 1987): 52-79.
- [20] Mazumdar, Dipak and Sawit M. Husein. "Trends in Rural Wages, West Java, 1977-83." *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 22 (December 1986): 93-105.
- [21] 水野広祐「東ジャワ農村における土地なし非農家世帯の存立条件——農村動態研究報告を中心に——」(滝川勉編『東南アジアの農業変化と農民組織』, アジア経済研究所, 1985年)。
- [22] 中西徹「フィリピンにおける農村都市間人口移動と都市インフォーマル部門の形成」(『アジア研究』第35巻第4号, アジア政経学会, 1989年4月)。
- [23] Naylor, Roz. "The Rural Labour Market in Indonesia." In Food Research Institute. *Rural Income and Employment Effects of Rice Sector in Indonesia*. Stanford: Stanford University, October 1988.
- [24] 大鎌邦雄「インドネシアの農村組織と農村社会構造——西部ジャワ州の天水田の農村調査から——」(『農業総合研究』第44巻第2号, 農業総合研究所, 1990年4月)。
- [25] 大野昭彦「インド・ハリヤーナ州における農業発展と賃労働市場——賃金決定要因としての慣習——」(『アジア経済』第26巻第6号, アジア経済研究所, 1985年6月)。
- [26] 高橋彰「技術進歩・土地改革・農民化——中部ルソン農村の変容——」(『アジア研究』第20巻第2号, アジア政経学会, 1973年)。
- [27] 米倉等「ジャワ農村における階層構成と農業労働慣行」(『アジア経済』第27巻第4号, アジア経済研究所, 1986年4月)。

(研 究 員)

〔要 旨〕

ジャワ農村における労働慣行に関する一考察
——西部ジャワ州天水田地域の農村調査から——

藤 田 幸 一

本稿の目的は、インドネシア西部ジャワ州で行なった農村調査に基づき、第1に農家の労働投入や雇用慣行に関する天水田地域の特徴を摘出すること、第2に相互扶助的な水稻作の収穫慣行が経済変動に沿ってどう変化してきたかについて考察することである。

農業の労働吸収力は、野菜を例外として灌漑地域に比べてはるかに小さく、水田の場合単純計算して約40%の差がある。また雇用労働比率の作物間格差が大きく、水稻では60%を越えるのに対し、水田裏作の大豆では約30%、陸稲、トウモロコシ、キャッサバ、大豆などの畑作物や野菜類では10～20%にすぎない。格差の原因は収穫慣行にある。つまり水稻作には田植えと収穫を全面的に雇用労働に任せ、収穫物の一定比率を賃金として与えるという特殊な収穫慣行（チュプロカン）があり、また大豆の脱穀・風選作業にも類似の慣行があるからである。雇用される労働者はほぼ雇主と同じ村の隣近所に住む農家だけである。つまりこうした収穫慣行は、相互に労働を調達するという関係を含みつつも、村の貧困層にある程度の雇用と所得を保証する機能をもつ。しかし天水田地域ゆえにその人口扶養力は小さい。土地なし農業労働者が存在せず0.5 ha以下の零細規模農家がひしめきあうような今日の村の農業構造の形成要因として、このことは重要である。

チュプロカンは、近代的品種の普及と米商品化率の上昇、収穫過程の変化といった生産力構造の激変のなかでも制度的変化はなく、強固な慣行として村落に根づいている。つまり農業生産力の発展や商品経済の浸透に伴って相互扶助的な慣行が崩れ、テパサンなどの個人主義的・商品経済適合的な新しい慣行への転換が進むという図式は単純には成立しないのである。しかし一方では、チュプロカンの労働者の分配比率は名目賃金率、単収、米価水準などの変動に沿ってたびたび変更されている。換言すれば分配比率という労働需給を調整する一種の価格機構はかなりよく機能している。ただし、分益小作制度の小作料率は経済変動に対して固定的であり、特に収穫慣行との連関による地主と小作農の分配問題の深刻化の可能性が示唆される。